

---

# 認定制度規定・基準集

---

## 住宅用分電盤

社団法人 日本配線器具工業会  
ホームパネル認定業務部会  
(平成16年4月1日 改正発行)

|  |    |
|--|----|
| ホームパネル認定業務部会運営規定 .....                     | 1  |
| 品質認定業務に関する規約 .....                         | 5  |
| 住宅用分電盤認定規約 .....                           | 7  |
| 日本配線工業会規格 JWDS0007 住宅用分電盤.....             | 22 |
| 日本配線器具工業会 JWDS0007 付1 過電流警報装置付住宅用分電盤 ..... | 44 |
| 日本配線器具工業会 JWDS0007 付2 感震機能付住宅用分電盤 .....    | 49 |
| 住宅用分電盤認定試験基準 .....                         | 51 |
| 住宅用分電盤認定試験細則 .....                         | 52 |
| 高機能機器認定試験基準 .....                          | 56 |
| 材料認定取扱基準 .....                             | 57 |
| 燃焼性試験細則 .....                              | 58 |
| HPマーク例外表示基準 .....                          | 60 |
| 部分変更取扱基準 .....                             | 61 |
| 付表 部分変更事例とその基準 .....                       | 62 |
| 品種登録に関する基準 .....                           | 64 |
| 資料保管に関する基準 .....                           | 65 |
| 工場立入調査要領 .....                             | 67 |
| 工場立入調査チェックリスト .....                        | 68 |

# ホームパネル認定業務部会運営規定

## (目的)

第1条 この規定は社団法人日本配線器具工業会(以下、工業会という)の「品質認定業務に関する規約」第7条にもとづき設置されるホームパネル認定業務部会(以下、部会という)の運営を円滑ならしめることを目的とする。

## (基本事項)

第2条 1. この部会の運営に関して、特に定めのない事項については、工業会の「委員会規程」による。  
2. 委員会規程、本運営規定に定めない事項について運営上の疑義が生じた場合には、部会においてその取扱いを決定する。

## (事業)

第3条 部会は住宅用分電盤の認定業務に関し次の事業を行う。  
(1) 規格、規約、細則、基準、要領等の整備  
(2) 認定に関する一連の業務運営の統括  
(3) 認定品普及のための諸施策の実施  
(4) その他認定業務に関する諸事項の処理

## (構成)

第4条 部会は住宅用分電盤を製造し、もしくは販売する工業会の住宅盤・開閉器専門委員会会員(以下、会員という)のうち、認定業務に参画を希望するもの及び工業会の専務理事で構成する。

## (役員)

第5条 部会の役員は専門委員会の各役員と兼務する。

## (入会)

第6条 1. 部会に入会を希望するものは、入会申込書により専門委員会委員長(以下、委員長という)に申し出るものとする。入会申込書には、会員の名称、所在地、電話番号、代表者氏名及び向う1ヶ年間の認定対象品の販売予定数量を記載する。  
2. 入会は入会負担金の納付を必要とし、この納付をもって完了するものとする。入会負担金は向う1ヶ年間の認定対象品

の販売予定数量に10円を乗じた金額とする。ただし、この金額が10万円に満たない場合は10万円とする。

## (退会)

第7条 認定対象品の製造、販売を行わなくなった時には、速やかに会員は委員長に対し書面をもって退会を申し出るものとする。退会により取得した型式認定は無効となる。

## (運営)

第8条 部会の運営は、次に掲げる会議体により行う。

| 会議体名称     | 分担事項   | 構成                                    | 開催頻度      |
|-----------|--|---------------------------------------|-----------|
| 本委員会      | ・事業計画<br>・予算等基本事項の審議決定<br>・小委員会活動の承認                                     | 委員長、副委員長、技術小委員会主査、会員の業務担当者及び工業会専務理事   | 年3回を原則とする |
| 幹事会       | ・業務運用上生じた特定問題の機動処理<br>・本委員会審議事項の事前調整<br>・関係会議体間の業務調整<br>・認定品普及のための諸施策の立案 | 委員長、副委員長、技術小委員会主査、会員の地区代表若干名及び工業会専務理事 | 必要の都度     |
| 住宅盤技術小委員会 | ・規格、規約、細則、基準等、認定業務に関する諸規定の立案・整備<br>・品質認定のフォローアップ業務<br>・会員の技術研修会の開催       | 住宅盤技術主査、会員の住宅盤技術担当者                   | 必要の都度     |
| 認定審査委員会   | ・申請された認定案件の審査・認定業者に対する指導   | 工業会外部の学識経験者、及び専務理事                    | 必要の都度     |

## (認定審査委員会の委員長、委員の選定)

第9条 認定審査委員会の委員長及び委員は、幹事会の推薦を得て工業会会長の委嘱により選定するものとする。

(経 費)

第10条 部会運営のための経費は入会負担金及び部会会費を充当するものとする。

- (1) 部会会費は、会員が認定証票の交付を受ける毎に納付する所定の金額を充当するものとする。
- (2) この認定証票の単価は1年毎に工業会と会員との間の覚書により取り決められるものとする。

(会 計)

第11条 部会運営の経費管理を円滑に行うため、会計を設けるものとする。

- (1) 会計の統括管理は、委員長が行い、毎年4月1日より翌年3月31日迄を期間

| 会計区分       | 出費費用  | 管理担当          |
|------------|---|---------------|
| ホームパネル特別会計 | ・審査委員会の会議費、その他諸活動費<br>・更新試験、品質調査等フォローアップ費<br>・ラベル印刷、規定基準類の整備費<br>・本委員会（認定業務部会）、幹事会、小委員会の会議等諸活動費<br>・業界PR（ポスター、業界紙等）認定集印刷、送付費等 | 工業会事務局、委員会事務局 |

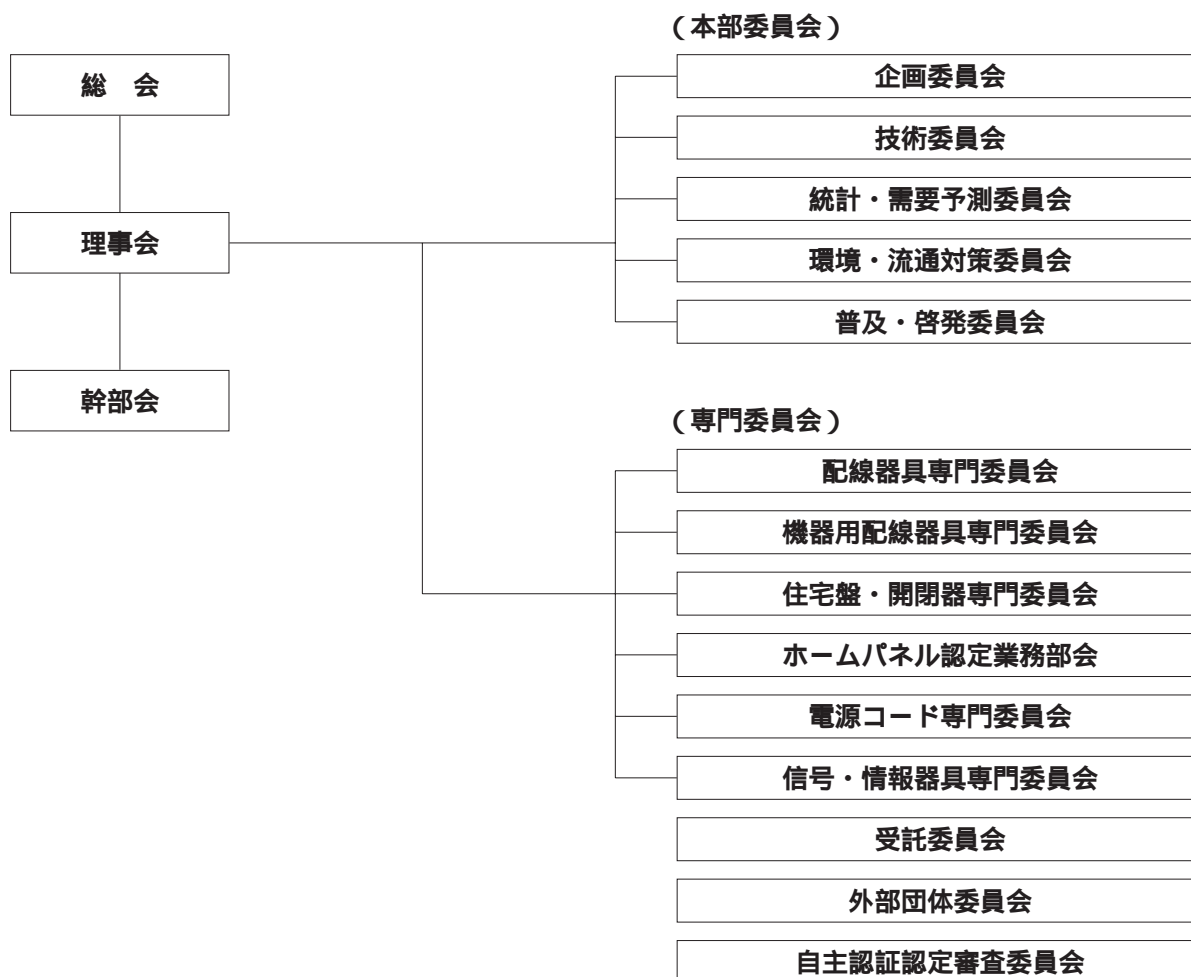
とした合計の報告を本委員会に行い、確認を得るものとする。

- (2) 会計の監査は、監査担当が毎年4月1日より翌年の3月31日迄を期間とした会計監査を行うものとする。  
監査担当は、本委員会にて年度毎に決定するものとする。
- (3) 会員はこの会計について連帯責任を負うものとする。

附 則

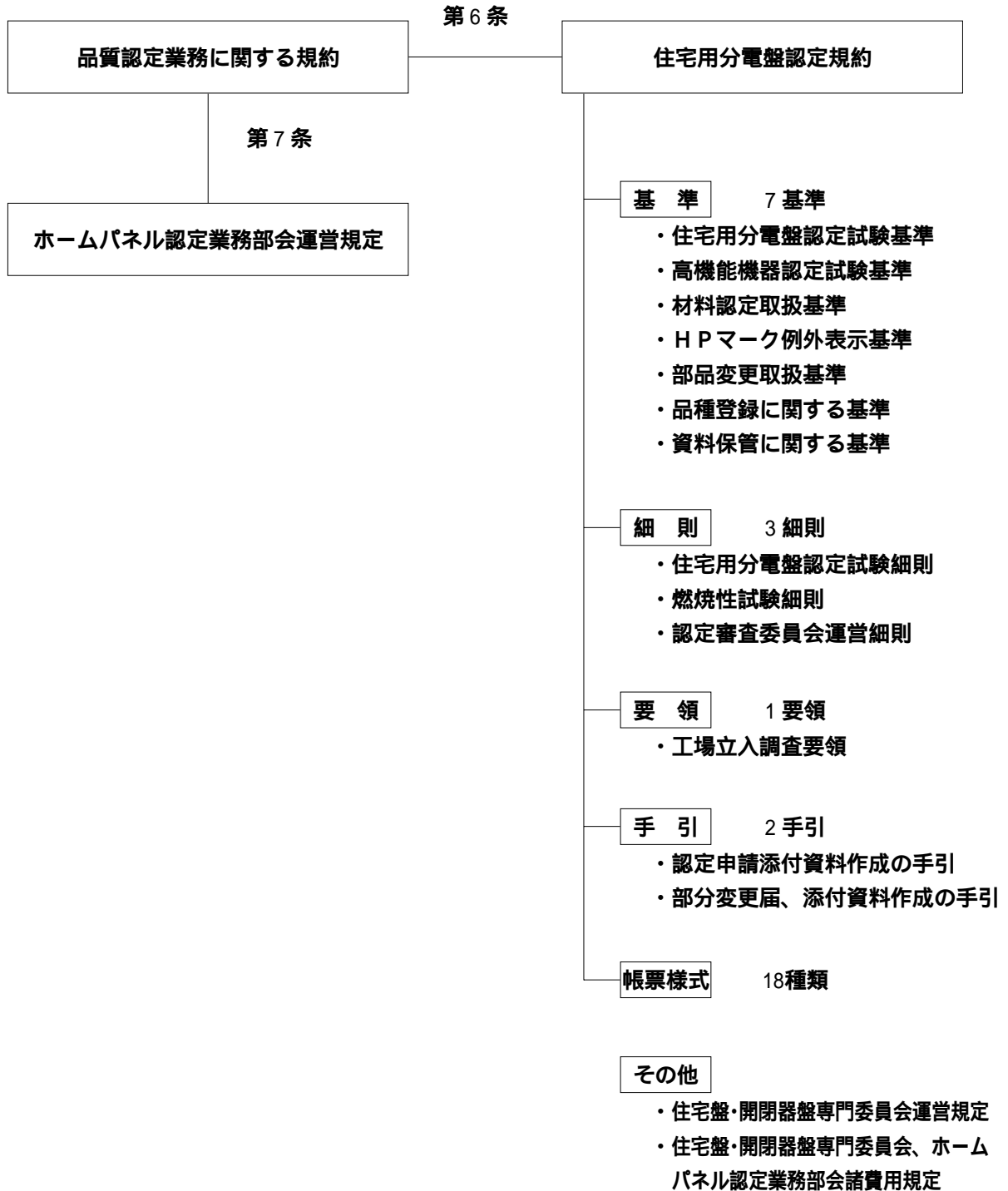
1. この規定の制・改訂は幹事会の審議を経たのち、本委員会で決し、理事会に報告し承認を得るものとする。
2. この規定は、昭和50年7月14日制定、平成15年10月23日より改訂・実施するものとする。

ホームパネル認定業務会議体関連図の品質認定業務に関する会議体関連図と構成



| ホームパネル認定業務部会 |  |                                       |           |
|--------------|--|---------------------------------------|-----------|
| 会議体名称        | 分担事項   | 構成                                    | 開催頻度      |
| 本委員会         | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>予決算等基本事項の審議決定</li> <li>小委員会活動の承認</li> </ul>   | 委員長、副委員長、技術小委員会主査、会員の業務担当者及び工業会専務理事   | 年3回を原則とする |
| 幹事会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運用上生じた特定問題の機動処理</li> <li>本委員会審議事項の事前調整</li> <li>関係会議体間の業務調整</li> <li>認定品普及のための諸施策の立案</li> </ul> | 委員長、副委員長、技術小委員会主査、会員の地区代表若干名及び工業会専務理事 | 必要の都度     |
| 住宅盤技術小委員会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>規格、規約、細則、基準等、認定業務に関する諸規定の立案・整備</li> <li>品質認定のフォローアップ業務</li> <li>会員の技術研修会の開催</li> </ul>            | 住宅盤技術主査、会員の住宅盤技術担当者                   | 必要の都度     |
| 認定審査委員会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請された認定案件の審査</li> <li>認定業者に対する指導</li> </ul>   | 工業会外部の学識経験者、及び専務理事                    | 必要の都度     |

住宅用分電盤の品質認定業務に関する諸規定の体系と改正手続



住宅用分電盤以外の品目にも適用できる通則的、基本的規約であり制・改定は工業会理事会の審議による。  
住宅用分電盤固有の細則・委員会の運営規定であるので、制・改定はこの本委員会審

議で実施し、理事会へ報告して了承を得るものとする。  
具体的な業務指針、運用手続であり制・改定は認定業務部会の専決によるものとする。

# 品質認定業務に関する規約

## (目 的)

第1条 この規約は、日本配線器具工業会（以下、工業会という）が、その会員の製造、又は、販売する製品の普及、及び品質の維持・向上を図るために行う品質認定業務について定める。

## (対象品目)

第2条 1. 品質認定業務を行う対象品目は、原則として電気用品安全法、工業標準化法など国の行政のもとで、規格適合品が一般に普及する措置がとられていない、当工業会関連電気用品に限定する。

2. 対象品目の決定は工業会会員のうち、当該品目の製造・販売を業とする者の2/3以上の同意が得られたものについて理事会が行う。

## (品質認定の方法)

第3条 品質認定の方法は、型式毎に規格（日本配線器具工業会規格）に適合していることを工業会が認定する型式認定を原則とし、認定品には工業会が発行する認定証票を表示するものとする。

## (認定業務に関する申請者の責務)

第4条 型式認定を受けようとする工業会員は、初回認定申請を行う前に、次に掲げる各項について、申請者の業務を明記した確認書により、工業会との確認を行うものとする。

- (1) 認定に要する費用の負担
- (2) 規格ならびに認定規約の遵守
- (3) 認定品の事故責任の帰属
- (4) 認定業務運用についての協力

## (認定に関する工業会の業務)

第5条 工業会は、会員から申請された型式認定条件について下に掲げる業務を遅滞なく公正に行うものとする。

- (1) 申請の受理
- (2) 認定試験の実施
- (3) 認定審査の実施
- (4) 登録手続

(5) 認定に関する資料の保管

(6) 認定登録会員の指導

(7) その他認定に関する諸業務の実施

## (認定規約、細則の制定)

第6条 第5条に定める業務の運用手続を明確にするため、対象品目毎に、認定規約、細則を制定するものとする。

## (認定業務部会の設置)

第7条 第5条に定める業務の運用を円滑ならしめるため対象品目毎に認定業務部会を設置する。

この認定業務部会の運営は工業会、委員会規定を準用する。

## (認定証書の交付)

第8条 認定業務部会の答申にもとづき、会長が認定証書の交付を行う。

## (規格ならびに認定規約の遵守)

第9条 型式認定を受けた工業会会員は、認定品には必ず認定証票を表示し、認定規約を遵守する責務を負うものとする。

## (事故責任の帰属)

第10条 認定品について、使用上の事故が生じた場合、この処理及び損害補償の責務は、型式認定を受けた当該全員に帰すものとする。

## (認定の取消し)

第11条 認定を受けている工業会会員が、認定規約もしくは認定規約細則の定めによっていないことが判明した場合、工業会はこれを指導することとし、なお改善されない場合には当該認定の取消しを行うことができるものとする。

## (認定業務に関する公表)

第12条 認定業務の目的達成のため適当な方法により、当該規格ならびに認定業務の状況について公表を行うものとする。

## (認定業務に係る費用の負担)

第13条 この認定業務に関し、工業会で発生する一切の費用は、認定業務に参画する工業会会員が負担するものとする。

**(特別会計の設定)**

第14条 1. 第13条の費用の管理のため、一般会計とは別に、対象品目毎に認定業務に係る特別会計を設け、会則に定める一般会計と同様な管理を行うものとする。

2. 前項が特別会計において生じた剰余金は、逐次繰り越し、当該対象品目の認定業務が打ち切りとなった際には、一般会計に繰

入れるものとする。

**(附 則)**

(1) この規約及び第6条に定める規約細則の制改訂には、理事会の承認を必要とするものとする。この規約は昭和50年8月1日制定、昭和54年12月1日より改訂・実施するものとする。

# 住宅用分電盤認定規約

## (目 的)

第1条 この規約は、「品質認定業務に関する規約」第6条の規定にもとづき、住宅用分電盤の認定業務に必要な運用手続を定める。

## (用語の定義)

第2条 用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

### (1) 規 格

社団法人日本配線器具工業会（以下、工業会という）規格。JWDS0007「住宅用分電盤」、JWDS0007-付1「過電流警報機能付住宅用分電盤」、JWDS0007-付2「感震機能付住宅用分電盤」をいう。

### (2) 規格区分

JWDS0007「住宅用分電盤」の中で定めるコード短絡保護用瞬時遮断機能又は高遮断機能を有する住宅用分電盤とそれ以外の住宅用分電盤とを区別する。

### (3) 試験基準

認定試験の試験方法、判定基準等を定めた基準をいう。

### (4) 型式認定

住宅用分電盤の型式ごとに、その構造及び、性能が規格に適合していることを工業会が確認し、認定することをいう。

### (5) 高機能認定

高機能住宅用分電盤に実装する高機能機器の機能及び性能が規格に適合していることを工業会が確認し認定することをいう。

### (6) 材料認定

住宅用分電盤のキャビネットを構成する部材に合成樹脂を用いるとき、その材料が規格に適合していることを工業会が確認し、認定することをいう。

### (7) 品種登録

認定を取得した型式区分毎に認定証票を表示しようとする品種の明細を工業会に登録することをいう。

### (8) 型式区分

種類及び、定格において、多種にわたる住宅用分電盤の型式認定を行うため、類似の設計がなされたものが、同一の型式範囲となるよう要素ごとに区分けすることをいう。

### (9) 高機能有無

住宅用分電盤の高性能対象型式区分別に高機能機器の使用有無を表わすものをいう。

### (10) 部分変更

すでに型式認定を受けている認定品について工業会が保管、管理している原料の記載事項を変更することをいう。

### (11) 申請品

一つの型式認定申請に包括されている複数の種類・定格の住宅用分電盤の総称をいう。

### (12) 供試品

型式認定・高機能認定のための試験に供するため、申請者が提出する住宅用分電盤や高機能機器の試料をいう。

### (13) 認定品

型式認定の一連の手続が終了し、認定証書が交付され、工業会に品種登録されている住宅用分電盤をいう。

### (14) その他規格の中で用いられている用語の定義は、規格の定めるところによる。

## (認定業務に関する確認)

第3条 1. 認定を受けようとする者（以下、申請者という）は、初回申請に先立ち「住宅用分電盤の型式認定業務に関する確認書（様式1）」に、必要事項を記入し、2部作成のうえ工業会に提出し両者の調印を経て、各1部を保管する。

2. 契約事項のうち費用の分担方法については、様式1-2の覚書により行う。

3. 新規申請者は、確認時に認定業務担当者名、申請予定型式区分、申請時期、型式区分毎の認定証票交付申請予定数を記入した認定申請計画書を提出する。

(型式認定の申請)

第4条 1. 申請者は、型式区分毎に住宅用分電盤型式認定申請書(様式2-1)を作成し、申請品に関する説明資料(次項参照)を添えて工業会に提出し、申請受理の認証を受ける。認定申請書(正)は、工業会に保管し、認定申請書(副)は、申請者に返却される。

2. 申請品に関する説明資料(以下、認定申請添付資料という)は、各々2部ずつ作成し、1部は申請書とともに工業会で保管し、他の一部は申請者において保管する。

(1) 供試品と同一の型式区分のもとで製造しようとしている品名・品番、種類及び定格等の内容を示した資料(様式3-1)

(2) 申請品の構造、材料及び使用機器を説明した資料(様式4-1)

認定申請添付資料の作成方法は「認定申請添付資料作成の手引」及び記入例による。

(高機能認定の申請)

第5条 1. 申請者は、高機能区分毎に高機能住宅用分電盤型式認定申請書(様式2-2)を作成し、申請品に関する説明資料(次項参照)を添えて工業会に提出し、申請受理の認証を受ける。認定申請書(正)は、工業会に保管し、認定申請書(副)は、申請者に返却される。

2. 申請品に関する説明資料(以下、認定申請添付資料という)は、各々2部作成し、1部は申請書とともに工業会で保管し、他の一部は申請者において保管する。

(1) 供試品と同一の高機能機器を用いて製造しようとしている型式区分、品名・品番、種類及び定格等の内容を示した資料(様式3-2)

(2) 申請品の高機能機器の構造、材料及び使用機器を説明した資料(様式4-2)認定申請添付資料の作成方法は「認定申請添付資料作成の手引」及び記入例による。

(材料認定の申請)

第6条 1. 申請者は認定対象材料について、材料認定申請書(様式14)により材料認定の申請を行う。

2. 材料認定に係る取扱いについては「材料認定取扱基準」の定めによる。

(申請者の資格)

第7条 1. 申請者は、工業会の会員であり、かつ住宅用分電盤の製造、もしくは、販売を業としているものとする。

2. 同一型式、同一商標のものについての申請は、製造を行う会員が行っても、販売を行う会員が行ってもよい。

3. 同一型式であっても、商標が異なるものにあつては、各々別個に申請を行う。

(型式区分)

第8条 1. 型式認定申請は、高機能を除く型式ごとに行うものとし、その区分は下表に掲げるとおりとする。

2. 高機能認定申請は、高機能機器ごとに行うものとする。

| 要素    |               | 区分               |                   |
|-------|---------------|------------------|-------------------|
| 型式区分  | 規格区分          |                  | JWDS0007対象型式      |
|       | 電流制限器スペースの有・無 | H                | JWDS0007(高性能)対象型式 |
|       |               | 1                | 電流制限器スペースを設けたもの   |
|       | キャビネットの形状     | 2                | 電流制限器スペースを設けないもの  |
|       |               | 1                | ドア付きのもの           |
|       | キャビネットの材料     | 2                | カバー付きのもの          |
|       |               | 1                | 合成樹脂製のもの          |
|       |               | 2                | 金属製のもの            |
|       | 住宅用分電盤の定格電流   | 3                | 上記の組み合わせのもの       |
|       |               | 1                | 30A以下のもの          |
| 2     |               | 30Aを超え、100A以下のもの |                   |
| 高機能有無 | 高機能           | 3                | 100Aを超え、150A以下のもの |
|       |               |                  | 高機能機器なし           |
|       |               | A                | 過電流警報機能を付加したもの    |
|       |               | B                | 感震機能を付加したもの       |

(認定試験)

第9条 1. 申請者は工業会で受理された申請案件について、型式認定試験を財団法人電気安全環境研究所(以下、JETという)に

依頼する。この試験依頼は、住宅用分電盤認定試験依頼書(様式2)と依頼試験処理原票により行い、供試品2台及び供試品に係る資料(様式4、様式18)を添付する。

2. 型式試験は「住宅用分電盤認定試験基準」により行われ、その結果は、認定試験チェックリスト（様式5）に記入し工業会に報告される。
3. 型式試験を依頼する場合の供試品は、各々の型式区分の中から単三用（該当品がない場合は単二用）で、30A定格のものにあっては6回路のもの、30A定格を超えるものにあっては60A定格で8回路のものを原則とする。なお該当品がない場合は、回路数が最も8回路に近いものを選定する。
4. 高機能認定試験は、各申請者から提出された案件を工業会が一括し、JETに依頼する。試験は「高機能機器付住宅用分電盤認定試験基準」により行われ、その結果は、認定試験チェックリスト（様式5-2又は5-3）に記入し工業会に報告される。
5. 材料認定試験は、各申請者から提出された案件を工業会が一括し、JETに依頼する。試験は「可燃性試験基準」により行われ、試験成績書により工業会に報告される。工業会は、その結果を材料認定申請書の所定欄に記入して様式14-1を保管し、様式14-3で申請者に連絡する。

**（認定審査）**

- 第10条 1. 型式認定・高機能認定の審査のため、ホームパネル認定業務部会の中に認定審査委員会を設ける。
2. 認定試験が終了した申請品について「認定試験チェックリスト」「認定申請添付資料」及び供試品をもとに認定審査委員会で審査を行い、認定の是非を工業会事務局を経て会長に答申する。
  3. 審査の結果は、次に掲げるいずれかとする。
    - (1) 合格 (2) 保留 (3) 不合格
  4. 保留の場合は、「保留通知書」（様式6）をもって、申請者に添付資料の補充、改善報告書の提出を求め、これについて、再度認定審査委員会で審議し、合格もしくは、不合格の決定を行う。
  5. 認定審査委員会の運営について、細則は別に定める。

**（合格、不合格申請品に関する手続）**

第11条 1. 工業会は、認定審査委員会の決定にもとづき合格、もしくは、不合格になっ

た申請品について、各々次に掲げる手続を行う。

**(1) 合格した申請案件について**

材料認定試験の結果を確認したのち認定証書（様式7-1又は7-2）を作成し、申請者に交付するとともに認定番号を登録簿（様式8）に登録する。

**(2) 不合格となった申請案件について**

不合格通知書（様式9）を作成し、申請者に通知する。

2. 認定審査が完了した供試品は、申請者が引取るものとする。

**（資料保管）**

第12条 工業会は「資料保管に関する基準」に従い、認定申請添付資料、認定審査、認定登録、品種登録など認定業務に係る資料を認定の有効期間保管する。

**（品種登録）**

- 第13条 1. 申請者は「品種登録に関する基準」に従い、認定を取得した型式区分・高機能有無について、認定証票を表示しようとする品種の明細を記載した認定品種一覧表（様式15）を作成し、工業会に提出する。
2. 認定品種一覧表は申請当初に提出し、認定申請添付資料<sup>(1)</sup>を集計した総括表とすること。従ってこの両者は内容に差異が生じる場合は、速やかに「部分変更取扱基準」により補正手続をとること。

**（認定品への表示）**

第14条 1. 申請者は、型式認定を受けた住宅用分電盤の見易い箇所に下表のとおり「認定証票」を表示しなければならない。

| 型式規格区分 | 認定証票     |
|--------|----------|
| なし     | (様式10-1) |
| H      | (様式10-2) |

2. 申請者は、型式認定を受け品種登録を行っている住宅用分電盤以外には「認定証票」を表示してはならない。ただし、「HPマーク例外表示基準」により、特定の登録外品種に表示を行う場合はこの限りではない。
3. 申請者は、工業会に「認定証票交付申請書」（様式11-1）を提出することにより、必要な数量の各認定証票の交付を受けることができる。

4. 交付を受けた認定証票は、申請者において善良なる管理を行い、交付を受けた目的以外に使用してはならない。
5. 認定証票の交付単価は、認定証票の製作費用の他に認定業務に関し、工業会として発生する費用を配分付加したものとし、申請者と工業会の間で協定した覚書により、1年毎に確定する。

(高機能認定品への表示)

- 第15条 1. 申請者は、高機能認定を受けた住宅用分電盤の見やすい箇所に「高機能認定証票(様式10-3)を表示しなければならない。
2. 申請者は、高機能認定を受け品種登録を行っている高機能機器付住宅用分電盤以外には「高機能認定証票」を表示してはならない。ただし、「HPマーク例外表示基準」により、特定の登録外品種に表示を行う場合はこの限りではない。
  3. 申請者は、工業会に「高機能認定証票交付申請書」(様式11-2)を提出することにより、必要な数量の高機能認定証票の交付を受けることができる。
  4. 交付を受けた高機能認定証票は、申請者において善良なる管理を行い、交付を受けた目的以外に使用してはならない。
  5. 高機能認定証票の交付単価は、高機能認定証票の製作費用の他に認定業務に関し、工業会として発生する費用を配分付加したものとし、申請者と工業会の間で協定した覚書により、1年毎に確定する。

(型式認定の有効期間)

- 第16条 型式認定の有効期間は3年とする。この期間ごとに型式認定の更新申請を行わなければならない。その期間の経過によってその効力を失う。

(高機能認定の有効期間)

- 第17条 高機能認定の有効期間は3年とする。この期間ごとに高機能認定の更新申請を行わなければならない。その期間の経過によってその効力を失う。

(材料認定の有効期間)

- 第18条 材料認定の有効期間は6年とする。この期間ごとに材料認定の更新申請を行わなければならない。その期間の経過によってその効力を失う。

(認定品の構造変更の場合の取扱い)

- 第19条 申請者は、型式認定を受けて品種登録を行っている住宅用分電盤の構造や使用部品の内容について、工業会が保管している原諸資料の記載内容を変える変更を行おうとする場合は、予め部分変更届(様式12)に必要な添付資料を添えて工業会に提出し、承認を受けなければならない。この部分変更の取扱いの詳細は「部分変更取扱基準」による。

(型式認定・高機能認定の更新)

- 第20条 第16条、第17条の規定により、型式認定・高機能認定の更新を受けようとする場合、申請者は認定の有効期限の6ヶ月前迄に更新申請を行う(運用は第24条による)。

(認定試験手数料)

- 第21条 1. 申請者は、型式認定申請・高機能認定申請の都度、JETの定める基準に従って、認定試験手数料をJETに納付する。また材料認定試験の手数料は、住宅盤・開閉器専門委員会から支弁するものとする。
2. 納付された認定試験手数料は、認定試験の取下げがあっても、申請者に返還されないこととする。

(型式認定・高機能認定のフォローアップ)

- 第22条 工業会は、型式認定・高機能認定を受けている認定品について、品質確認を定期的に行い、認定業務のフォローアップを行う。このフォローアップは「工場立入調査要領」により行う。

(認定業務の手順と業務の分担)

- 第23条 型式認定・高機能認定の手順と業務の分担は、別表-1に示すフローチャートによる。

- 第24条 更新の時期は原則として年二回とする。内容は別表-2とする。

附 則

1. この認定規約の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。
2. この認定規約に定められていない事項について、手続上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。
3. この認定規約は、昭和50年8月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

(参考)

様式 7-1

# 認 定 証 書

平成〇〇年10月1日  
又は 〇〇年4月1日

認定会員名 殿

(社)日本配線器具工業会

## 住宅用分電盤の型式認定について

平成〇〇年〇月〇日(申請番号〇〇〇〇〇)付で、申請のあった上記の件  
について、下記の通り認定します。

### 記

- 1. 認定番号 第〇〇〇〇号
- 2. 型式の区分 〇〇〇〇
- 3. 認定有効期間 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日

承認日が10月1日の場合、完了日は9月30日  
" 4月1日 " 3月31日

|                  | 要素                 | 区 分                 |
|------------------|--------------------|---------------------|
| 型<br>式<br>区<br>分 | 規格区分               | JWDS0007対象型式        |
|                  |                    | H JWDS0007(高性能)対象型式 |
|                  | 電流制限器スペースの有無       | 1 電流制限器スペースを設けたもの   |
|                  |                    | 2 電流制限器スペースを設けないもの  |
|                  | キャビネットの形状          | 1 ドア付きのもの           |
|                  |                    | 2 カバー付きのもの          |
|                  | キャビネットの材料          | 1 合成樹脂製のもの          |
|                  |                    | 2 金属製のもの            |
|                  |                    | 3 上記の組み合わせのもの       |
|                  | 住宅盤の定格電流           | 1 30A以下のもの          |
|                  | 2 30Aを超え100A以下のもの  |                     |
|                  | 3 100Aを超え150A以下のもの |                     |



該当欄に、 を付ける。

(参考)

様式 7-2

# 認 定 証 書

平成〇年10月1日  
又は 〇年4月1日

認定会員名 殿

(社)日本配線器具工業会

## 住宅用分電盤の高機能型式認定について

平成〇年〇月〇日(申請番号〇〇〇〇〇)付で、申請のあった上記の件  
について、下記の通り認定します。

### 記

- 1. 認定番号 第〇〇〇〇号
- 2. 高機能型式の区分 〇
- 3. 認定有効期間 平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日

承認日が10月1日の場合、完了日は9月30日  
" 4月1日 " 3月31日

| 要 素      |      | 区 分 |                          |
|----------|------|-----|--------------------------|
| 型式<br>区分 | 規格区分 | A   | JWDS0007-付1 過電流警報機能付対象型式 |
|          |      | B   | JWDS0007-付2 感震機能付対象型式    |

### 高機能付となる住宅用分電盤の対象型式

| 対象 | 型 式   |
|----|-------|
|    | H1111 |
|    | H1112 |
|    | H1113 |
|    | H2111 |
|    | H2112 |
|    | H2113 |
|    | H1131 |
|    | H1132 |
|    | H1133 |
|    | H2131 |
|    | H2132 |
|    | H2133 |

↑ 該当欄に、印を付ける。

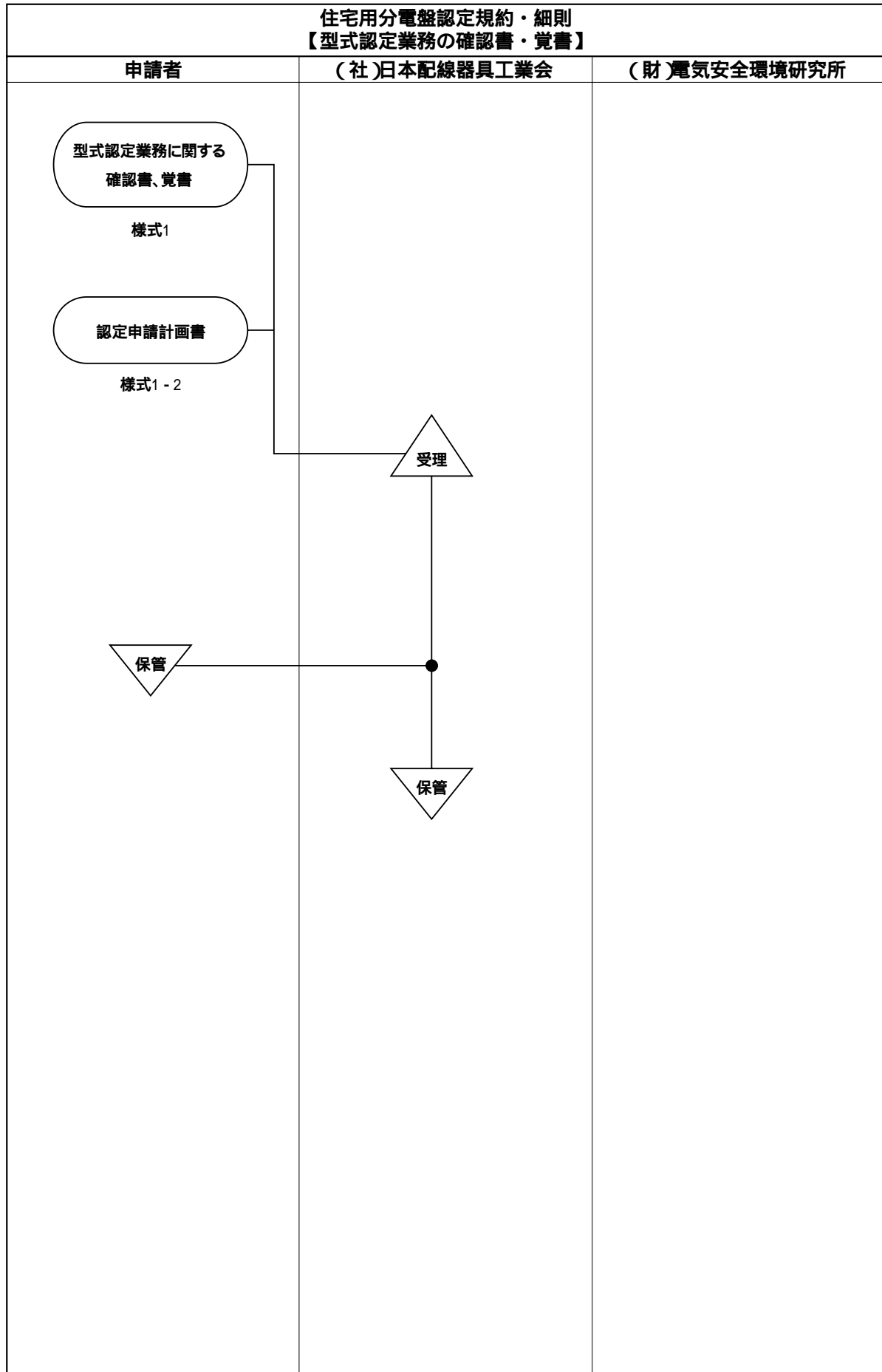
| 対象 | 型 式   |
|----|-------|
|    | H1211 |
|    | H1212 |
|    | H1213 |
|    | H2211 |
|    | H2212 |
|    | H2213 |
|    | H1121 |
|    | H1122 |
|    | H1123 |
|    | H2121 |
|    | H2122 |
|    | H2123 |

↑ 該当欄に、印を付ける。

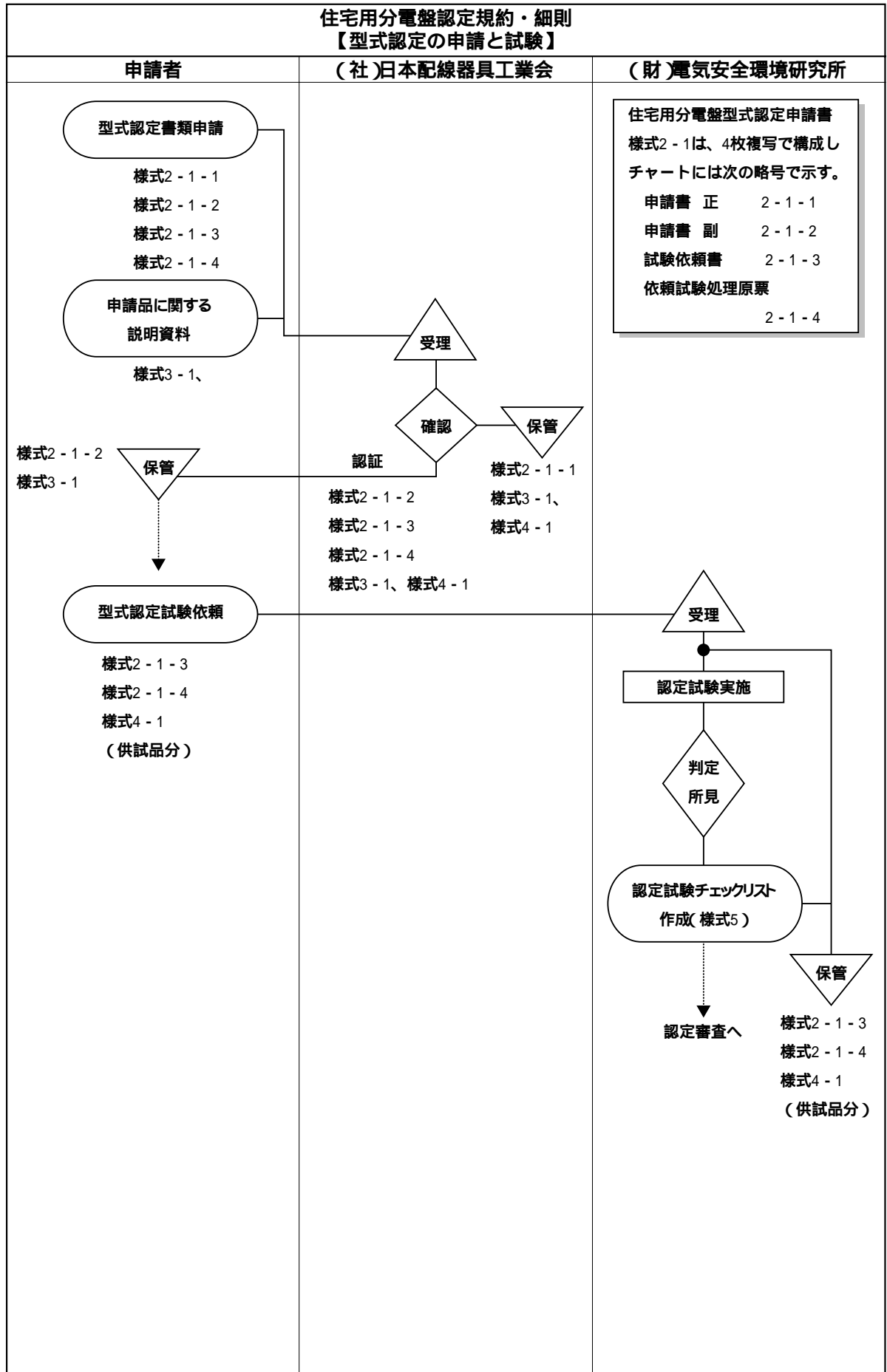
| 対象 | 型 式   |
|----|-------|
|    | H1221 |
|    | H1222 |
|    | H1223 |
|    | H2221 |
|    | H2222 |
|    | H2223 |
|    | H2231 |
|    | H2232 |
|    | H2233 |
|    | H1231 |
|    | H1232 |
|    | H1233 |

↑ 該当欄に、印を付ける。

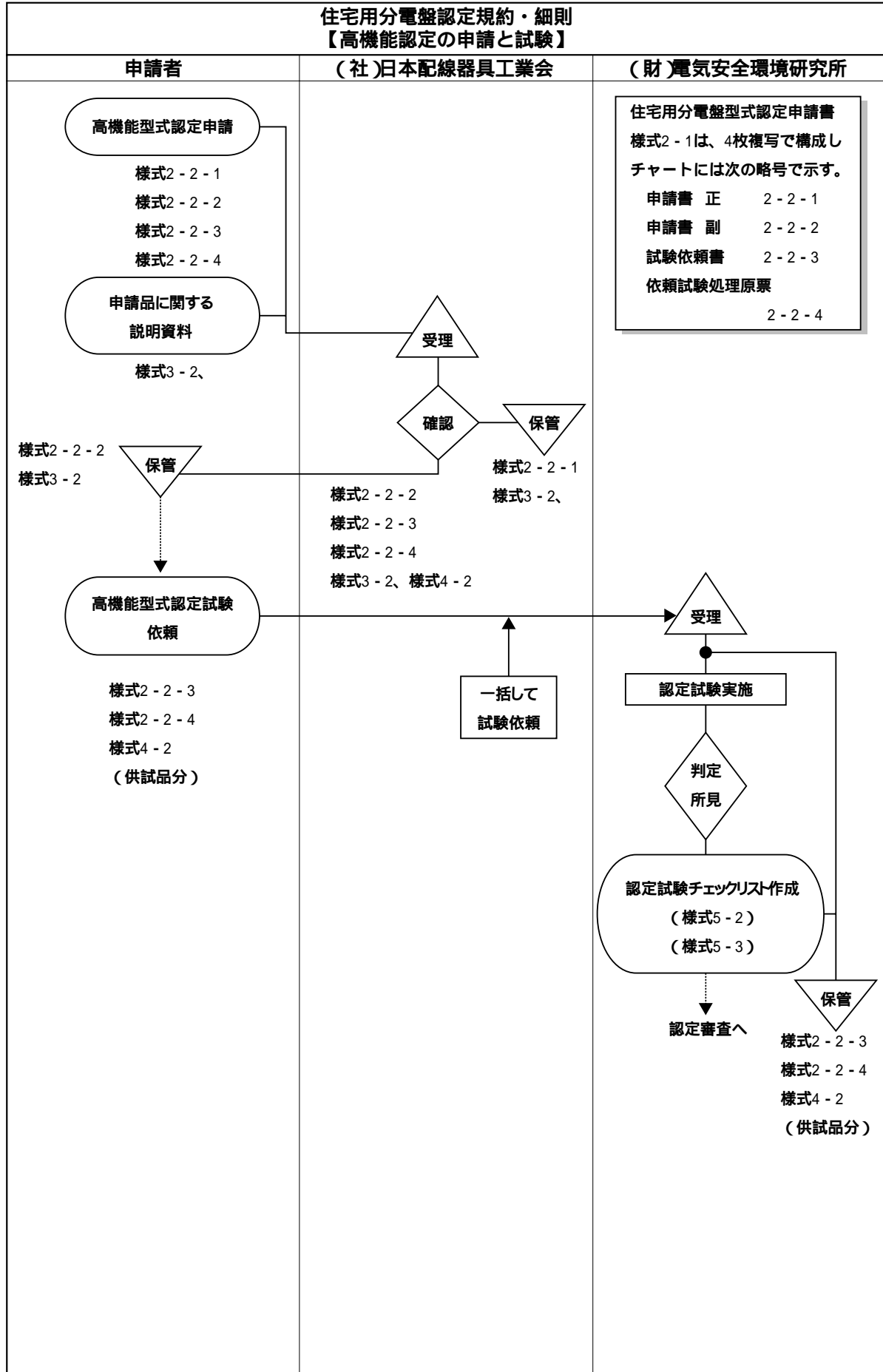
別表 - 1 住宅用分電盤 型式認定業務に関するフローチャート



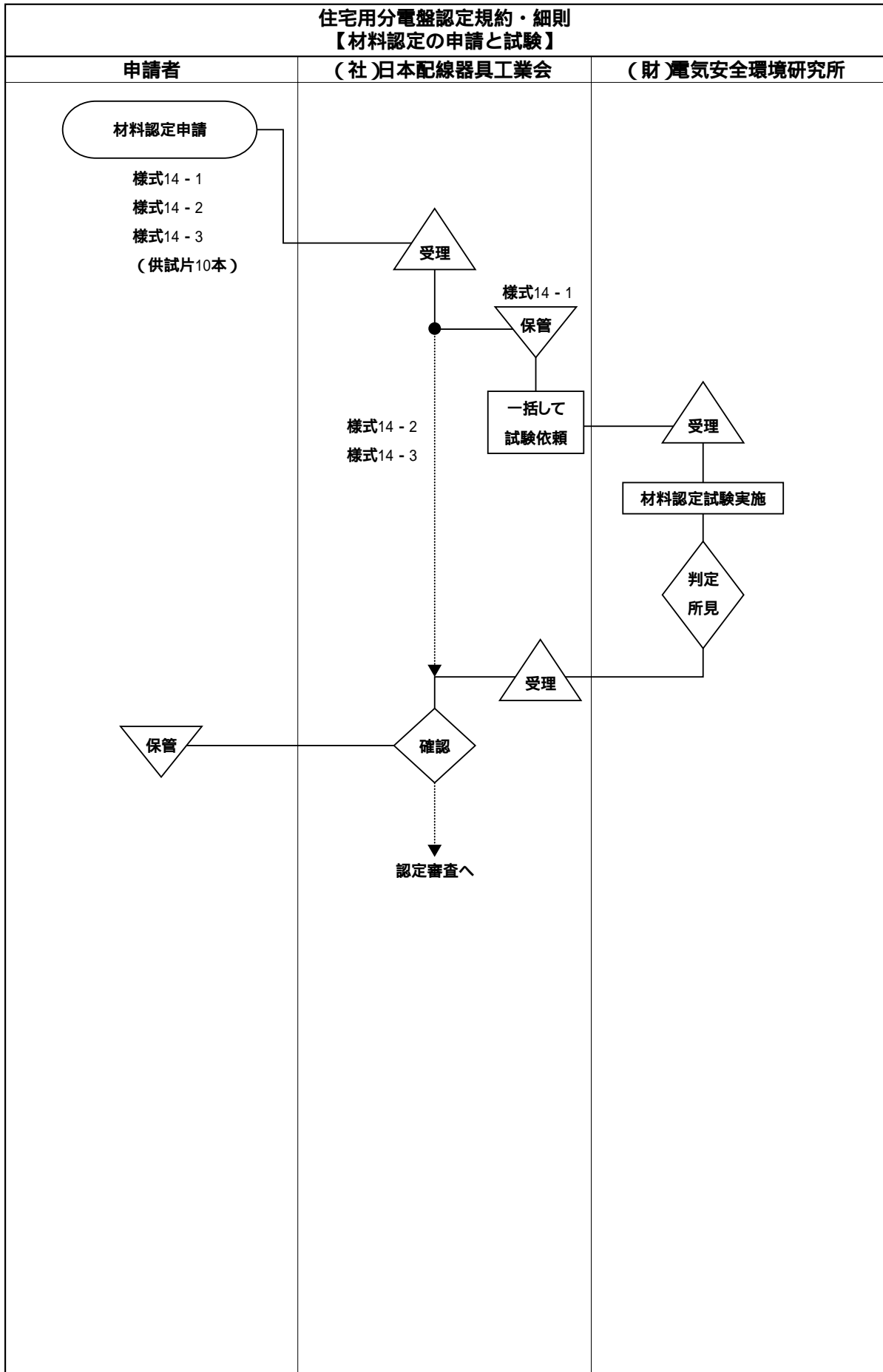
別表 - 1 住宅用分電盤 型式認定業務に関するフロチャート



別表 - 1 住宅用分電盤 型式認定業務に関するフロチャート

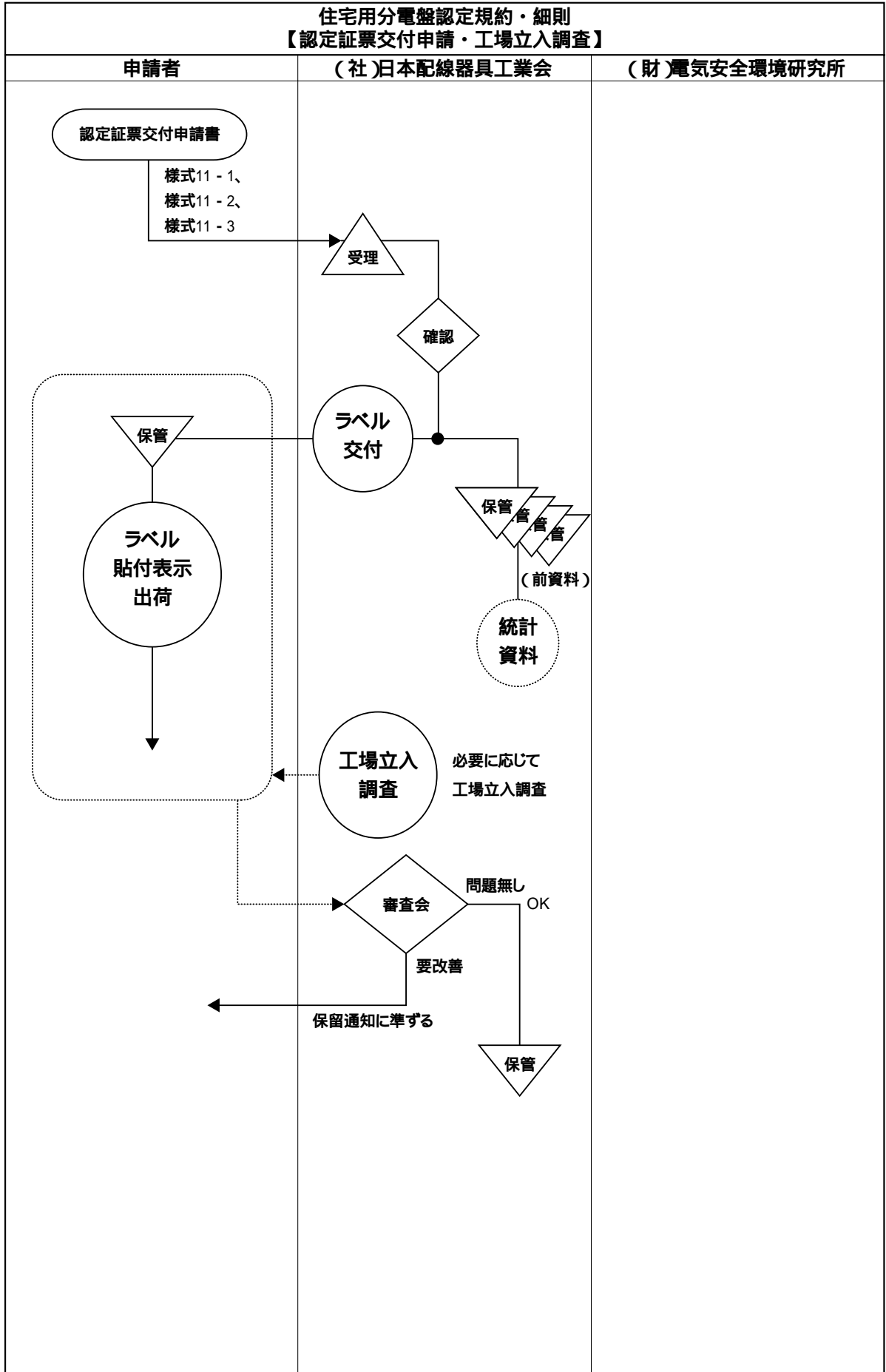


別表 - 1 住宅用分電盤 型式認定業務に関するフロチャート

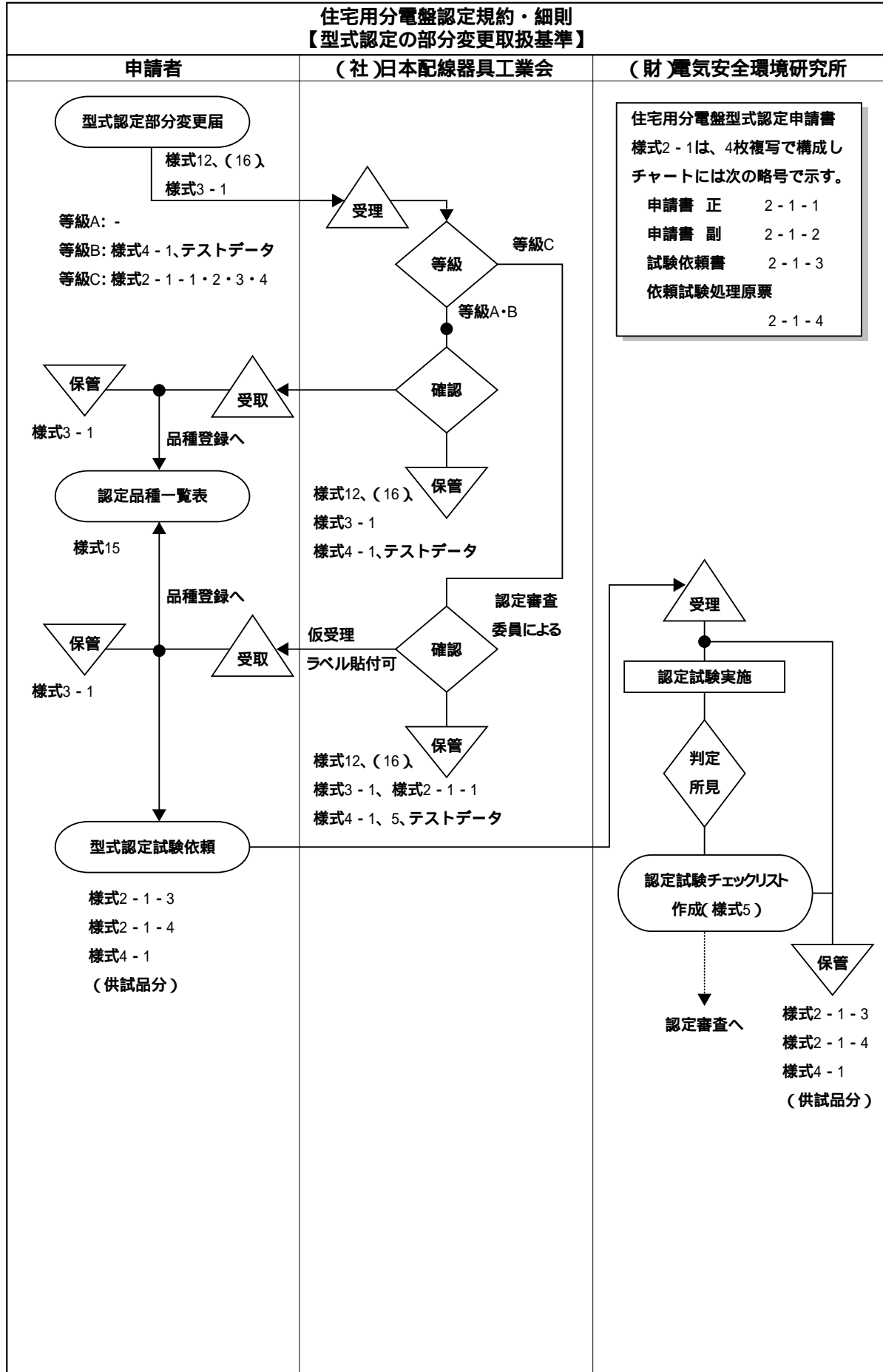




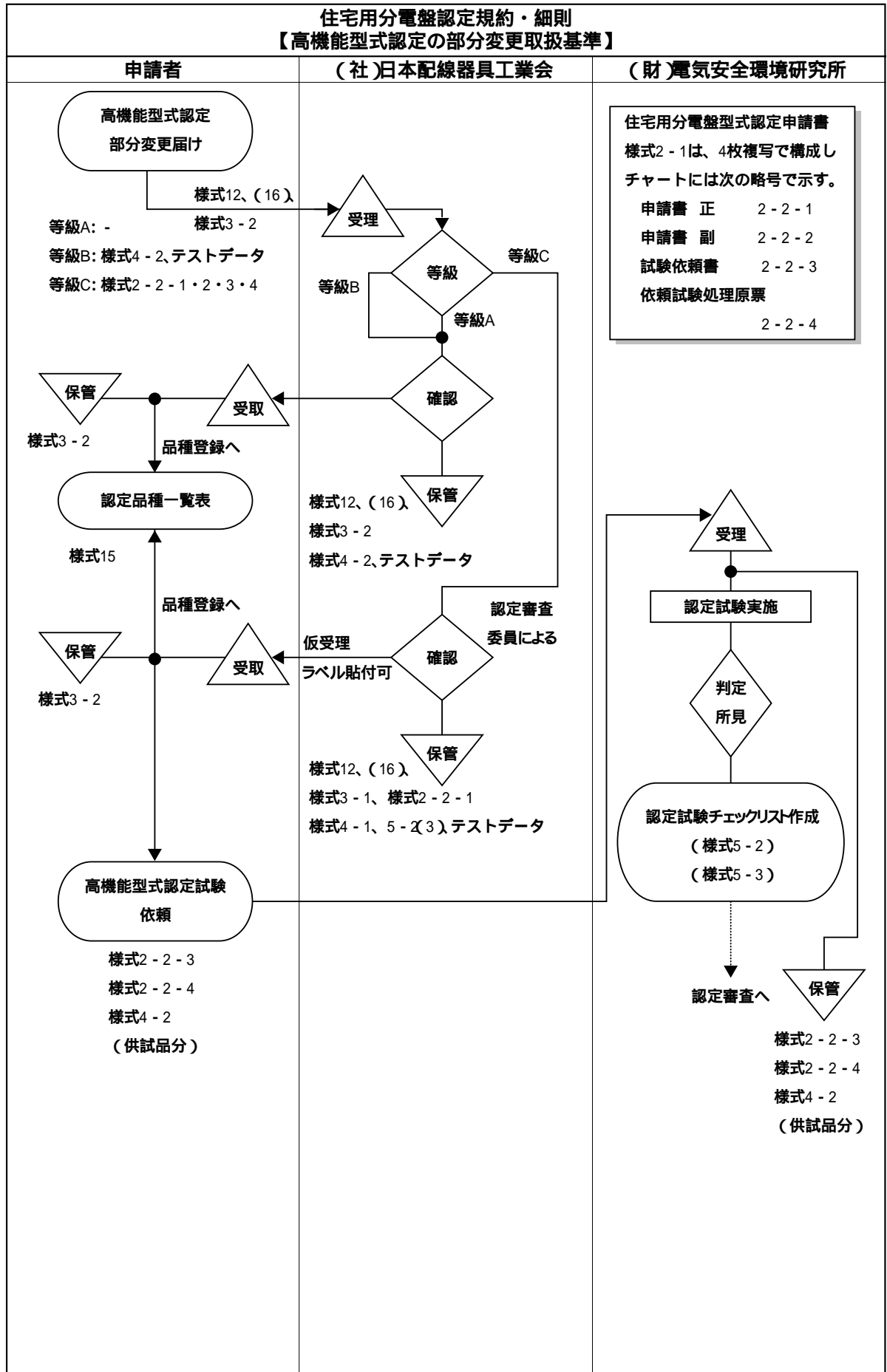
別表 - 1 住宅用分電盤 型式認定業務に関するフロチャート



別表 - 1 住宅用分電盤 型式認定業務に関するフロチャート



別表 - 1 住宅用分電盤 型式認定業務に関するフロチャート



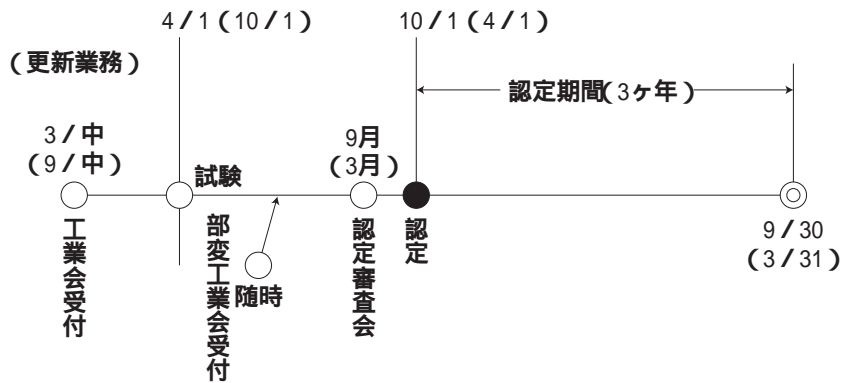
## 型式認定の有効期限

型式認定の有効期限は、住宅用分電盤認定規約第14条に基づき、3ヶ年とし、下表により運用を行う。

- ・ 部分変更C等級を行った型式(JETでの認定試験実施型式)は、認定を受けた日より3ヶ年有効とする。
- ・ 新規型式認定は、従来通りとする。

認定証書に、有効期間を記入する。

| 区分 | 型式認定有効期限完了日 | 工業会受付 | 認定試験   | 認定審査会 | 認定日    |
|----|-------------|-------|--------|-------|--------|
| 前期 | 9月30日       | 3 / 中 | 4月～8月  | 9月    | 10 / 1 |
| 後期 | 3月31日       | 9 / 中 | 10月～2月 | 3月    | 4 / 1  |



# 日本配線器具工業会規格 JWDS 0007

## 住宅用分電盤

### 1. 総 則

#### 1.1 適用範囲

この規格は、住宅等における交流50Hz又は60Hzの単相2線式100V、もしくは単相3線式100/200V電路の引込口装置として使用する住宅用分電盤（以下、住宅盤という）で、定格電流が150A以下のものについて規定する。

#### 備 考

- (1) ここでいう住宅などとは、電気事業者と定額電灯もしくは、従量電灯の契約種別で需給契約を行う住宅及びその他の建物（商店、事務所、飲食店など）をいう。
- (2) この規格に規定する住宅盤は、相・線式、電圧、電流が住宅等と同等である自家用電気工作物としての構内引込口装置にも使用できるものとする。
- (3) この規格は、住宅盤が特に指定された場合を除き、次に掲げる状態で使用されるものとして規定する。
  - (a) 著しい高温・高湿にさらされない状態
  - (b) 著しい蒸気・腐食性ガスにさらされない状態
  - (c) 著しい振動・衝撃を受けない状態

#### 1.2 目 的

この規格の目的は、住宅盤の仕様、品質を確立し、標準化することにより使用上のトラブルを予防し、かつ、機種選定を便ならしめることにある。

### 2. 用語の意味

この規格に用いる主な用語の意味は、次による。

#### 2.1 住宅用分電盤（住宅盤）

キャビネットの内部に主開閉器、分岐開閉器、漏電遮断器など（以下、内部機器という）の全部又は一部を集めて組込んだもの。

電流制限器の設置場所（以下、Lスペースという）を設けたものと設けないものがある。

#### 2.2 住宅盤の定格電流

住宅盤に表示された電流（母線に連続して通じ得る電流値とする）。

#### 2.3 住宅盤の定格電圧

住宅盤に表示された電圧（電路の標準電圧値とする）。

#### 2.4 キャビネット

内部機器を収納する容器をいい、カバー付と

ドア付の2種があり、それぞれ次のものから構成される。（解説図参照）

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) カバー付のもの | (2) ドア付のもの             |
| (a) ボックス    | (a) ボックス               |
| (b) カバー     | (b) 前面板 <sup>(1)</sup> |
| (c) 中底      | (c) カバー <sup>(1)</sup> |
|             | (d) ドア <sup>(1)</sup>  |
|             | (e) 中ぶた <sup>(1)</sup> |
|             | (f) 中底 <sup>(1)</sup>  |

注<sup>(1)</sup> キャビネットによっては、この部分を欠くものがある。

備考 カバー及びドアの組合せのものは、ドア付に含める。

#### 2.5 ボックス

住宅盤の上下左右の側面及び背面を覆う壁を形成する部分。

#### 2.6 カバー

これを取外すことなく、内部機器の開閉操作が出来るように住宅盤の前面全体を覆うように構成する部分。

#### 2.7 中底

内部機器を取付ける取付板をいい、内部機器は、この中底に組立てられた状態で一体のものとしてボックスの中に固定される。

#### 2.8 前面板

ドア・中ぶた及びカバー以外の住宅盤の前面を覆う部分。

#### 2.9 ドア

キャビネットの前面を覆うように、蝶番でボックス等に支持され、これを開閉できる部分。

#### 2.10 中ぶた

ドアのうしろに設けられた充電部を覆う板をいい、これを取外すことなく、内部機器の開閉操作ができるように構成される。

#### 2.11 露出形

ボックスの全部又は一部を造営材の面から露出して施設する構造のもの。

#### 2.12 埋込形

造営材中にボックス全体を埋込んで施設する構造のもの。

#### 2.13 露出・埋込共用形

露出形及び埋込形のいずれにも使用できる構造のもの。

#### 2.14 主開閉器

母線の電源側に取付けられた開閉器。

#### 2.15 分岐開閉器

母線から各分岐回路を分岐するそれぞれの部分に取付けられた過電流引外し装置付の開閉器。

#### 2.16 単相3線中性線欠相保護

単相3線式回路の中性線が、何らかの原因で欠相すると負荷機器の不均衡により過電圧が印加され焼損などの場合がある。これを防止するため電圧のアンバランスを検出し、回路を遮断する。

#### 2.17 電流制限器

定められた値以上の電流が流れたとき自動的に回路を遮断するもので、電気供給規程に基づき、電気事業者が取付けるもの。

#### 2.18 Lフレーム

Lスペースに取付けることができる電流制限器のフレームサイズを、相・線式及び定格電流で表したもの。

#### 2.19 増回路スペース

住宅盤の内部に分岐開閉器を増設するために設けられた取付場所で、取付部及び増設される分岐開閉器に接続する分岐線からなる。

#### 2.20 分岐回路数

住宅盤に取付けられた分岐開閉器の数。

#### 2.21 総分岐回路数

分岐回路数に増回路スペースを加えた総回路数をいう。

#### 2.22 母線

住宅盤内で2つ以上の分岐開閉器に電力を供給する分岐線以外の電気導体。

#### 2.23 分岐線

母線と分岐開閉器との間を接続する電気導体。

#### 2.24 ガター

住宅盤内に外部からの配線を納めるために設けられた空間。

#### 2.25 配線接続端子

外部配線との接続を行う箇所をいい、内部機器の端子、母線相互及び分岐との接続は除く。

#### 2.26 接地分岐線端子

接地分岐線（アース付コンセントなどに接続する接地極の配線）を接続するための端子。

#### 2.27 コード短絡保護用瞬時遮断機能

機器コードの被覆の劣化、心線の線間接触等の短絡状態で発生するアークエネルギーを減少させ、周辺可燃物への着火による火災の発生を抑えるため、コードに流れる電流を瞬時に遮断する機能。

#### 2.28 コード短絡保護用瞬時遮断機能付配線用遮断器

長限時引外し特性に加え、瞬時引外し機能をもち、かつ、日本電機工業会規格JEM1477「コード短絡保護用瞬時遮断機能付配線用遮断器」の規定に適合している配線用遮断器。

#### 2.29 高遮断機能

JWDS0007「住宅用分電盤」に定める定格遮断電流（高遮断機能）以上のもの。

### 3. 種類

住宅盤の種類は、次のとおりとする。

#### 3.1 キャビネットを構成する外郭（ボックス、カバー、前面板、ドア）の材料により次のように分ける。

- (1) 合成樹脂製のもの
- (2) 金属製のもの
- (3) 上記(1)及び(2)の組合せのもの

#### 3.2 キャビネットの型式により、次のように分ける。

- (1) ドア付のもの（カバー及びドアの組合せのものを含む）
- (2) カバー付のもの

#### 3.3 施設方式により、次のように分ける。

- (1) 露出形のもの
- (2) 埋込形のもの
- (3) 露出・埋込共用形のもの

#### 3.4 Lスペースの有無により、次のように分ける。

- (1) Lスペースのあるもの
- (2) Lスペースのないもの

#### 3.5 相・線式により、次のように分ける。

- (1) 単相2線式（以下、1 2Wと略記する）
- (2) 単相3線式（以下、1 3Wと略記する）
- (3) 上記(1)及び(2)共用のもの

#### 3.6 主開閉器の有無により、次のように分ける。

- (1) 主開閉器のないもの



表 2 による。

## 5 . 構造、寸法及び材料

### 5 . 1 構造一般

住宅盤は、構造が丈夫で、各部は容易に緩まないよう堅固に組立てられ、次に適合しなければならない。

- (1) 造営材への取付け、配線の接続、開閉の操作及び保守点検が容易・確実にできるものであること。
- (2) ドアの開閉又はカバーの着脱の操作により、容易に破損する恐れのないものであること。

### 5 . 2 材 料

材料は、次によらなければならない。

- (1) 住宅盤の各部の材料は、通常の使用状態においてさらされる機械的、電気的、熱的及び化学的条件に十分耐えうるものであること。
- (2) 導電を目的とした部分の材料は、銅もしくは

くは銅合金とすること。

- (3) キャビネットの材料は、金属又は難燃性の合成樹脂とすること。
- (4) 鉄又は鋼製の部分(組立用ねじ類を含む)は、めっき、塗装、その他適当な方法で有効にさび止めされていること。

### 5 . 3 主開閉器及び分岐開閉器

主開閉器及び分岐開閉器は次により設置しなければならない。

- (1) 住宅盤には、主開閉器を母線の電源側に設置すること。ただし、総分岐回路数が6以下のものは主開閉器を省略してもよい。
- (2) 主開閉器は、住宅盤の定格・用途に応じ、表 1 及び表 2 に掲げる漏電遮断器又は、配線用遮断器とする。
- (3) 主開閉器に過電流引外し装置を有するものを用いる場合は、主開閉器の定格電流に従い、表 3 に示す定格遮断電流をもつもの

表 3

| 主開閉器の定格電流     | 定格遮断電流(最小値) | 定格遮断電流(高遮断機能) |
|---------------|-------------|---------------|
| 30A以下         | 1,500A      | 2,500A        |
| 30Aを超え100A以下  | 2,500A      | 5,000A        |
| 100Aを超え150A以下 | 5,000A      | 10,000A       |

であること。

- (4) 主開閉器又は分岐開閉器として用いる漏電遮断器はJIS C 8371「漏電遮断器」に適合するもので、次によること。
  - (a) 高感度(定格感度電流30mA)、高速形(動作時間 0.1 秒以内)の衝撃波不動作形のものとする。ただし、使用者の要求により定格感度電流又は動作時間の異なるものを用いる場合はこの限りでないが、この場合は住宅盤にその旨を表示する。
  - (b) 過電流引外し装置付のものとする。
  - (c) 単相 3 線式の主開閉器として用いる場合は、単 3 中性線欠相保護付とする。
  - (d) 30A以下の漏電遮断器を主開閉器として施設する場合は、JIS C 8371に規定する互換性形漏電遮断器とする。
- (5) 主開閉器として用いる配線用遮断器は、JIS C 8370「配線用遮断器」に適合するものでなければならない。
- (6) 分岐開閉器は、次により設けること。

- (a) 分岐開閉器は、原則として 2 極 1 素子(以下、2P1Eと略記する)の定格電圧 110V、定格電流20Aの配線用遮断器を用いる。ただし、特定負荷のための専用分岐回路に 2 極 2 素子(以下、2P2Eと略記する)の定格電圧110 / 220Vのもの、又は定格電流15Aもしくは30Aの配線用遮断器又は過電流引外し装置を有する漏電遮断器を用いてもよいが、この場合は、住宅盤にその旨を表示する。
- (b) 分岐開閉器として用いる配線用遮断器又は漏電遮断器の定格遮断電流は 1,500A以上、高遮断機能の場合は2,500A以上とし、その他の性能はそれぞれJIS C 8370、JIS C 8371の規定に適合するものとする。
- (c) コード短絡保護用瞬時遮断機能を有する分岐開閉器として用いる配線用遮断器は、日本電機工業会規格JEM1477「コード短絡保護用瞬時遮断機能付配線用遮断器」の規定に適合するものとする。ただ

し、定格電流30Aは除く。

- (7) 漏電遮断器を設置した住宅盤には、漏電遮断器が動作したときの取扱説明文を表示又は添付すること。

#### 5.4 電流制限器取付部（Lスペース）

Lスペースを有する住宅盤にあつては、次により、Lスペースを設けなければならない。

- (1) 単相2線式のもの表4、単相3線式ものは表5-1、5-2に掲げる寸法の電流制限器が支障なく取付けられること。
- (2) 電流制限器の2次側端子に接続するための母線（絶縁電線とする）を設け、この絶縁電線は電流制限器取付板の上・下方向中心位置より上方に先端が位置する長さを有

するものを商品の中に同梱する。

- (3) 住宅盤内部の左端部に厚さが呼び15mm以上で、取付面の大きさがそれぞれの相・線方式により表4、又は表5-1、5-2に掲げた電流制限器の最大外形寸法（A、B）以上の木板又は合板からなる取付板を設けること。ただし、電流制限器の取付け、取外しが容易な構造で、かつ5回以上の再使用ができるものにあつては、木板又は合板以外の材料であってもよい。

備考 表4に取付板スペースの寸法が示されているものは、取付板をその大きさとする。

表4 単相2線式電流制限器の寸法表(5~30A)

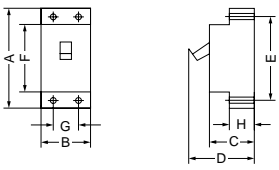
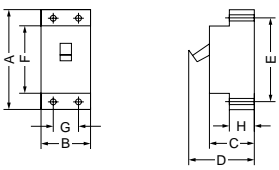
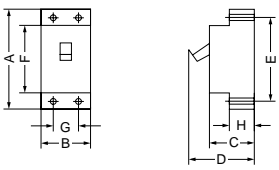
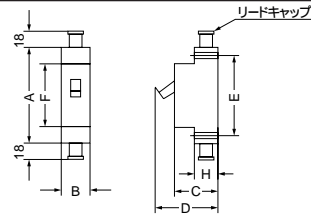
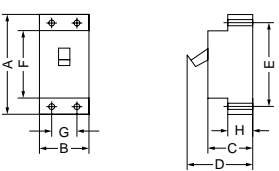
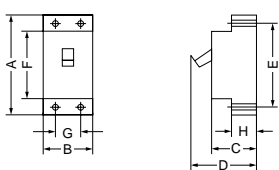
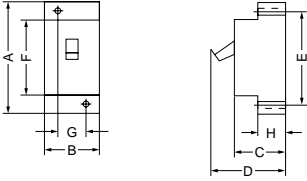
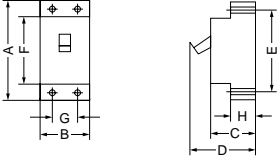
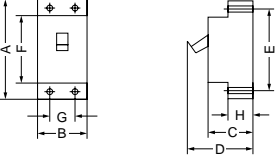
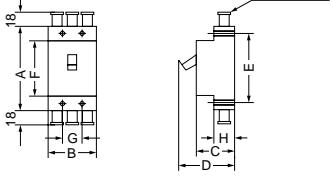
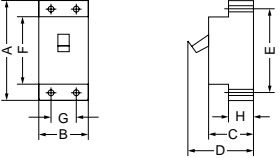
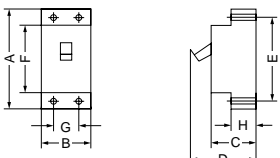
| 電力会社名 | 外形図   | タイプ | A   | B   | C    | D    | E<br>取付穴 | F    | G<br>取付穴 | H    |
|-------|---|-----|-----|---|------|------|----------|------|----------|------|
|       |   |     | 北海道 |  | A    | 115  | 45       | 56   | 75.5     | 100  |
|       |   | B   | 115 | 44  | 52   | 70   | 84       | 70   | -        | 30   |
| 東北    |    | A   | 115 | 44  | 56   | 70   | 84       | 70   | -        | 30   |
|       |   | B   | 115 | 45  | 56   | 75.5 | 100      | 76   | -        | 30.5 |
| 東京    |    | A   | 120 | 62  | 53   | 69   | 100      | 75   | -        | 37   |
| 中部    |  | A   | 132 | 33  | 61.5 | 83   | 96       | 82   | 7        | 36.5 |
| 北陸    |  | A   | 115 | 47  | 55   | 73   | 82.5     | 66   | -        | 37   |
|       |   | B   | 116 | 45  | 54   | 69   | 101      | 65   | 26       | 38   |
| 九州    |  | A   | 125 | 37  | 63   | 84   | 109      | 80   | 中心       | 34   |
|       |   | B   | 125 | 37  | 62   | 81.5 | 110      | 80.5 | 22       | 36   |

表 5 - 1 単相 3 線式電流制限器の寸法表 (10 ~ 30A)

| 電力会社名 | 外形図 | タイプ | A   | B    | C    | D   | E<br>取付穴 | F  | G<br>取付穴  | H         |
|-------|-----|-----|-----|------|------|-----|----------|----|-----------|-----------|
|       |     |     | 北海道 |      | A    | 127 | 60       | 57 | 78        | 111       |
| 東北    |     | A   | 127 | 60   | 57   | 78  | 111      | 85 | 22        | 35.5      |
|       |     | B   | 140 | 60   | 62   | 80  | 116      | 93 | 22        | 35.5      |
| 東京    |     | A   | 144 | 62   | 65   | 80  | 126      | 91 | 17        | 37        |
| 中部    |     | A   | 127 | 62   | 58.5 | 78  | 111      | 85 | 22        | 37        |
|       |     |     |     |      |      |     |          |    |           | 斜取付<br>22 |
| 北陸    |     | A   | 144 | 62   | 65   | 83  | 126      | 90 | 17        | 37        |
|       |     | B   | 144 | 60   | 65   | 83  | 126      | 90 | 17        | 37        |
|       |     | C   | 144 | 61.6 | 65   | 83  | 126      | 91 | 17        | 37        |
|       |     |     |     |      |      |     |          |    | 斜取付<br>17 |           |
| 九州    |     | A   | 155 | 57   | 56   | 80  | 141      | 93 | 18.2      | 32        |
|       |     | B   | 155 | 60   | 57   | 76  | 130      | 85 | 20        | 35.5      |

表 5 - 2 単相 3 線式電流制限器の寸法表 (40 ~ 60A)

| 電力会社名 | 外形図   | タイプ | A   | B   | C  | D   | E<br>取付穴 | F   | G<br>取付穴 | H    |
|-------|---|-----|-----|---|----|-----|----------|-----|----------|------|
|       |   |     | 北海道 |  | A  | 144 | 60       | 62  | 80       | 126  |
| 東北    |    | A   | 165 | 72  | 67 | 84  | 135      | 101 | 25       | 43   |
|       |   | B   | 140 | 60  | 65 | 83  | 116      | 92  | 22       | 37   |
| 東京    |    | A   | 144 | 62  | 65 | 80  | 126      | 91  | 17       | 37   |
| 中部    |  | A   | 162 | 72  | 67 | 84  | 135      | 101 | 25       | 43   |
| 北陸    |  | A   | 144 | 62  | 65 | 83  | 126      | 90  | 17       | 37   |
|       |   | B   | 144 | 60  | 65 | 83  | 126      | 90  | 17       | 37   |
|       |   | C   | 144 | 61.6  | 65 | 83  | 126      | 91  | 17       | 37   |
| 九州    |  | A   | 155 | 57  | 56 | 80  | 141      | 93  | 18.2     | 32   |
|       |   | B   | 155 | 60  | 57 | 76  | 130      | 85  | 20       | 35.5 |

### 5.5 付属機器取付スペース

付属機器取付スペースを有するものにあつては、次によらなければならない。ここでいう付属機器とは、積算電力計、別系統の引込開閉器、主開閉器の定格電流以下で母線に介在する機器、分岐開閉器の負荷側に設けられる機器及び母線に直接接続して設ける機器<sup>2)</sup>とする。

注<sup>2)</sup> 4の表1、表2に示された総分岐回路数を超えない範囲内で回路の増設をするための分岐開閉器又は主開閉器の定格電流以下の機器等。

- (1) 付属機器取付スペースに取付けることができる機器の範囲と取付けるときの注意事項を示した取付け説明書を付属すること
- (2) 厚さが呼び15mm以上の木板又は合板からなる付属機器の取付板を設けること。た

だし、製造者が予め付属機器を取付けて出荷するものにあつてはこの限りでない。

### 5.6 母線及び分岐線

- (1) 母線及び分岐線として用いる絶縁電線は JIS C 3307「600Vビニル絶縁電線(IV)」、JIS C 3317「600V二種ビニル絶縁電線(HIV)」、JIS C 3612「耐燃性ポリエチレン絶縁電線(IE/F)」及びJIS C 3605「600Vポリエチレンケーブル(CV)」に適合する銅導体のものとし、その太さは次によること。
  - (a) 母線にあつては、住宅盤の定格電流及び主開閉器の定格電流に従い表6による。
  - (b) 分岐線にあつては、分岐開閉器の定格電流に従い表7による。

表6

| 住宅盤の<br>定格電流 | 主開閉器の<br>定格電流 | 絶縁電線の種類・太さ |                                  |                 |                                    |
|--------------|---------------|------------|----------------------------------|-----------------|------------------------------------|
|              |               | 【IV】       |                                  | 【HIV】【IE/F】【CV】 |                                    |
|              |               | (呼び)<br>単線 | 〔最小値〕<br>より線                     | (呼び)<br>単線      | 〔最小値〕<br>より線                       |
| 30A          | 30A           | 3.2mm      | 8mm <sup>2</sup>                 | 2.6mm           | 5.5mm <sup>2</sup>                 |
| 60A          | 40A           | 3.2mm      | 8 <sup>(3)</sup> mm <sup>2</sup> | 2.6mm           | 5.5 <sup>(3)</sup> mm <sup>2</sup> |
|              | 50A、60A       | 5.0mm      | 14mm <sup>2</sup>                | 3.2mm           | 8mm <sup>2</sup>                   |
| 75A          | 75A           | -          | 22mm <sup>2</sup>                | -               | 14mm <sup>2</sup>                  |
| 100A         | 75A、100A      | -          | 38mm <sup>2</sup>                | -               | 22mm <sup>2</sup>                  |
| 150A         | 100A          | -          | 38mm <sup>2</sup>                | -               | 22mm <sup>2</sup>                  |
|              | 125A、150A     | -          | 60mm <sup>2</sup>                | -               | 38mm <sup>2</sup>                  |

表7

| 分岐開閉器の<br>定格電流 | 絶縁電線の種類・太さ |                    |                 |                    |
|----------------|------------|--------------------|-----------------|--------------------|
|                | 【IV】       |                    | 【HIV】【IE/F】【CV】 |                    |
|                | (呼び)<br>単線 | 〔最小値〕<br>より線       | (呼び)<br>単線      | 〔最小値〕<br>より線       |
| 20A以下          | 2.0mm      | 3.5mm <sup>2</sup> | 2.0mm           | 2.0mm <sup>2</sup> |
| 30A            | 2.6mm      | 5.5mm <sup>2</sup> | 2.0mm           | 3.5mm <sup>2</sup> |

注<sup>3)</sup> 主開閉器が最高定格電流値である旨を盤内の見やすい位置に表示したものに適用する。

- (2) 母線及び分岐線として用いる帯状導体(以下、パーという)は、住宅盤又は分岐開閉器それぞれの定格電流を連続通電したとき、これに十分耐えうるものであること。
- (3) 母線及び分岐線の極性の識別表示は、次

によること。

- (a) 絶縁電線の場合は、絶縁被覆を表8に示す色で色分けする。同色電線の使用の場合は端末色別でも良い。

表 8

| 相・線式, 定格電圧         | 電圧側線           | 接地側線      | 中性線       |
|--------------------|----------------|-----------|-----------|
| 1 2W ,<br>100V     | 赤又は黒           | 白又は<br>薄青 | -         |
| 1 3W ,<br>100/200V | 赤と黒 黒と黒<br>赤と赤 | -         | 白又は<br>薄青 |

- (2) バーの場合、中性極又は接地側極の母線導体の見やすいところに容易に消えない方法で文字記号Nを表示する。

#### 5.7 導電体接続部

電線相互、電線とバー、バー相互又は内部機器の端子と電線もしくはバーとの接続は、それぞれの方法により行う。

- (1) 電線相互の接続は、圧着スリーブ、その他の適当な方法により電氣的及び機械的に確実に行うこと。

備考 適当な方法とは

- (a) 類似の素線径のものを接続すること。  
(b) 圧着スリーブ及び工具はJIS規格に定められたものを使用する。(JISマーク付のもの)

- (2) 電線とバーの接続は、電線の端末に圧着端子などを取付け、バーにねじ止め、リベット止め溶接又はこれらと同等以上の電氣的及び機械的效果のある方法で行うこと。ただし、電線を直接接続できる端子を有するバーに接続する場合は、この限りでない。
- (3) バー相互の接続は、ねじ止め、リベット止め、溶接又はこれと同等以上の電氣的及び機械的效果のある接続方法で行うこと。
- (4) 内部機器の端子と電線又はバーとの接続は、電氣的及び機械的に確実に行うこと。
- (5) ねじ止めによって母線部を接続する場合のねじの太さ(呼び)は住宅盤の定格電流に従い表9による。かつ有効ねじ山数は2以上とすること。

表 9

| 住宅盤の定格電流      | ねじの太さ(呼び) 最小値 |         |
|---------------|---------------|---------|
|               | 1本止めの場合       | 2本止めの場合 |
| 30A以下         | M5            | M4      |
| 30Aを超え100A以下  | M6            | M5      |
| 100Aを超え150A以下 | M8            | M6      |

- (6) ねじ止めによって母線に分岐線を接続する場合のねじの太さ(呼び)は、M4以上とし、かつ、有効ねじ山数は2以上とすること。

外部配線との接続端子は、ねじ端子とし、次による。

- (1) 表10に示す太さの電線を容易かつ確実に接続できるねじ端子とすること。

#### 5.8 配線接続端子

表10

| 住宅盤の定格電流  | 電線の太さ(呼び) |                      |
|-----------|-----------|----------------------|
|           | 単線        | より線                  |
| 30A       | 1.6~3.2mm | 3.5~8mm <sup>2</sup> |
| 60A       | -         | 8~22mm <sup>2</sup>  |
| 75A, 100A | -         | 22~38mm <sup>2</sup> |
| 150A      | -         | 38~60mm <sup>2</sup> |

- (2) 端子ねじの呼びは5.7(5)表9によること。  
(3) 押ねじ形端子の場合は、ねじの先端に当金を有するものであること。

#### 5.9 絶縁距離

極性が異なる充電部相互間、充電部と地絡するおそれのある非充電金属部、及び人が触れる

おそれのある非充電金属部との間の空間距離は4 mm以上、沿面距離は6 mm以上としなければならない。ただし、内部機器・電子回路・電子機器にかかわる部分については、それぞれJIS規格による。

備考 絶縁距離の測定方法は、JIS C 8306「配線器具の試験方法」による。

#### 5.10 充電部への接触防止

住宅盤は、通常の使用状態において充電部に人が触れるおそれのない構造とし、かつ、キャビネットの形式に従い、次に適合しなければならない。

(1) カバー付のものは、カバーの取付け、取外しの際、極間短絡又は地絡の生じるおそれのないものとし、かつ、通常の使用状況においてカバーが誤って外れることのないよう、次のいずれかにより固定されていること。

- (a) はめ合わせ構造
- (b) 手動操作によって開放できるロック構造
- (c) ねじ止め
- (d) その他上記と同等以上の効果のある構造

(2) ドア付のものは、次によること。

(a) ドアをあけた状態（主開閉器及び分岐開閉器の操作をする状態）で充電部はカバー又は中ぶたにより覆われているものとする。ただし、開閉操作の際、人が触

れるおそれのないよう充電部に適当な絶縁処理が施されている場合は、中ぶたはなくてもよい。

(b) カバー又は中ぶたは<sup>(1)</sup>の a ~ d のいずれかによって固定する。

備考 5.10の<sup>(1)</sup>及び<sup>(2)</sup>により固定されたカバー及び中ぶたの内部の充電部は遮へいされていなくてもよい。

#### 5.11 絶縁抵抗測定のための措置

住宅盤は施設後において、絶縁抵抗測定を容易にできるよう主開閉器及び分岐開閉器には絶縁抵抗計のリード線が接触できるよう、次に示す構造としなければならない。

(1) カバー及び中ぶたの取付け、取外しが容易にでき、特殊な工具を必要としない構造とすること。

#### 5.12 接地端子

キャビネットの人が触れるおそれのある金属部分には、次により接地端子を設けなければならない。

(1) ボックス、中底、前面板又は中ぶたの金属部に住宅盤の定格電流に従い表11に示す太さの接地線を同表に示す端子ねじを用いて確実に接地端子を設けること。ただし、金属部が電氣的に接続<sup>(4)</sup>されている場合は、ボックス又は中底に設ける。

注<sup>(4)</sup> 電氣的に接続とは、ビスによる締付けや、金属製蝶番等により接続されていることをいう。

表11

| 住宅盤の定格電流      | 接続できる接地線の太さ（呼び） |                    | 端子ねじ（呼び）<br>（最小値） |
|---------------|-----------------|--------------------|-------------------|
|               | 単線              | より線                |                   |
| 30A以下         | 1.6～2.0mm       | -                  | M4                |
| 30Aを超え100A以下  | 2.6mm           | 5.5mm <sup>2</sup> | M5                |
| 100Aを超え150A以下 | -               | 8mm <sup>2</sup>   | M6                |

(2) 接地端子は次に適合すること。

(a) 端子ねじの材質は、銅又は銅合金製とする。ただし、接続端子ねじ取付部の材質が銅又は銅合金の場合は、鋼製のものでも良い。

(b) 接地線の接続には、はんだ付けを必要としないものとする。

(c) 接地端子とボックスなどの金属部とは、電氣的に確実に接続され、緩みを生じるおそれのない構造とする。

(d) 接地端子又はその近傍の見やすい所に、容易に消えない方法でPE・E・⊕・⊚又はアースを表示する。

(e) 接地端子と接地分岐線端子が一体構造のものにあっては、接地端子又はその近傍の見やすい所に、容易に消えない方法でPE・E・⊕・⊚又はアースを表示する。

#### 5.13 接地分岐線端子

接地分岐線（アース付コンセントなどに接続

する接地極の配線)を接続する接地分岐線端子は次による。

- (1) 単線1.6～2.0mmの接地分岐線が接続できること。
- (2) 接地分岐線の接続には、はんだ付けを必要としないものとする。

#### 5.14 開閉操作部

住宅盤は、内部機器の動作、開閉操作、表示機能を損わないよう、次により構成しなければならない。

- (1) ドア付のものは、ドアを閉じた状態で、また、カバー付のものはカバーを取付けた状態で内部機器及び電流制限器の動作を妨げるおそれがないよう構成すること。
- (2) ドア付のものの中ぶた及びカバー付のもののカバーは、内部機器の操作ハンドルの位置が、「一斉入」、「一斉切」のいずれの状態でも取付け、取外しができること。
- (3) 漏電遮断器の試験用押ボタン及び漏電表示は、カバーもしくは中ぶたによって覆われていないこと。
- (4) ドア及びカバーが合成樹脂製のものは、次の構造とする。
  - (a) ドアの開き角度は表12による。

表12

| ドアの開閉方向 | 開き角度  |
|---------|-------|
| 上開き     | 80 以上 |
| 左右開き    | 90 以上 |

- (b) ドアとカバーは止め金式又はラッチ式及びキャッチ式などにより閉じられる。

#### 5.15 金属製キャビネット

金属製キャビネットのボックス、前面板、ドア及びカバーに用いる鋼板の厚さ(呼び)は、住宅盤の正面の面積(投影面積)に応じ表13に示す値以上とし、かつ防錆効果のある塗装等を施さなければならない。

表13

| 正面の面積   | 鋼板の厚さ(呼び) <sup>5)</sup> |
|---|-------------------------|
| 500cm <sup>2</sup> 以下                           | 0.8mm                   |
| 500cm <sup>2</sup> を超え1,000cm <sup>2</sup> 以下   | 1.0mm                   |
| 1,000cm <sup>2</sup> を超え2,000cm <sup>2</sup> 以下 | 1.2mm (1.0mm)           |
| 2,000cm <sup>2</sup> 超過                         | 1.6mm (1.2mm)           |

注<sup>5)</sup> 塗装処理を施した塗膜厚さ、塩ビ鋼板等の処理被膜の厚さは含まない。

備考 括弧内の値は、補強材の取付けや、折曲げ加工、リブ加工等の補強加工により補強を施したものの場合に適用する。

#### 5.16 合成樹脂製キャビネット

合成樹脂製キャビネットは、ボックス、ドア及びカバーの正面の面積が、1,800cm<sup>2</sup>以下の場合、その厚みを2.0mm以上、1,800cm<sup>2</sup>を超え、2,500cm<sup>2</sup>以下の場合、厚みを2.5mm以上、2,500cm<sup>2</sup>を超える場合は、厚みを3.0mm以上としなければならない。ただし、キャビネットの強度を低下されるおそれのない特定の部分はこの厚さによらなくてもよい。

#### 5.17 中底

住宅盤には、配線が容易に行えるよう、内部機器を取付けた中底を設け、かつ、内部機器を取付けた状態で中底をボックスに取付け、取外しできる構造としなければならない。ただし、カバー付キャビネットのもの又は分岐回路が6個以下の場合はこの限りではない。

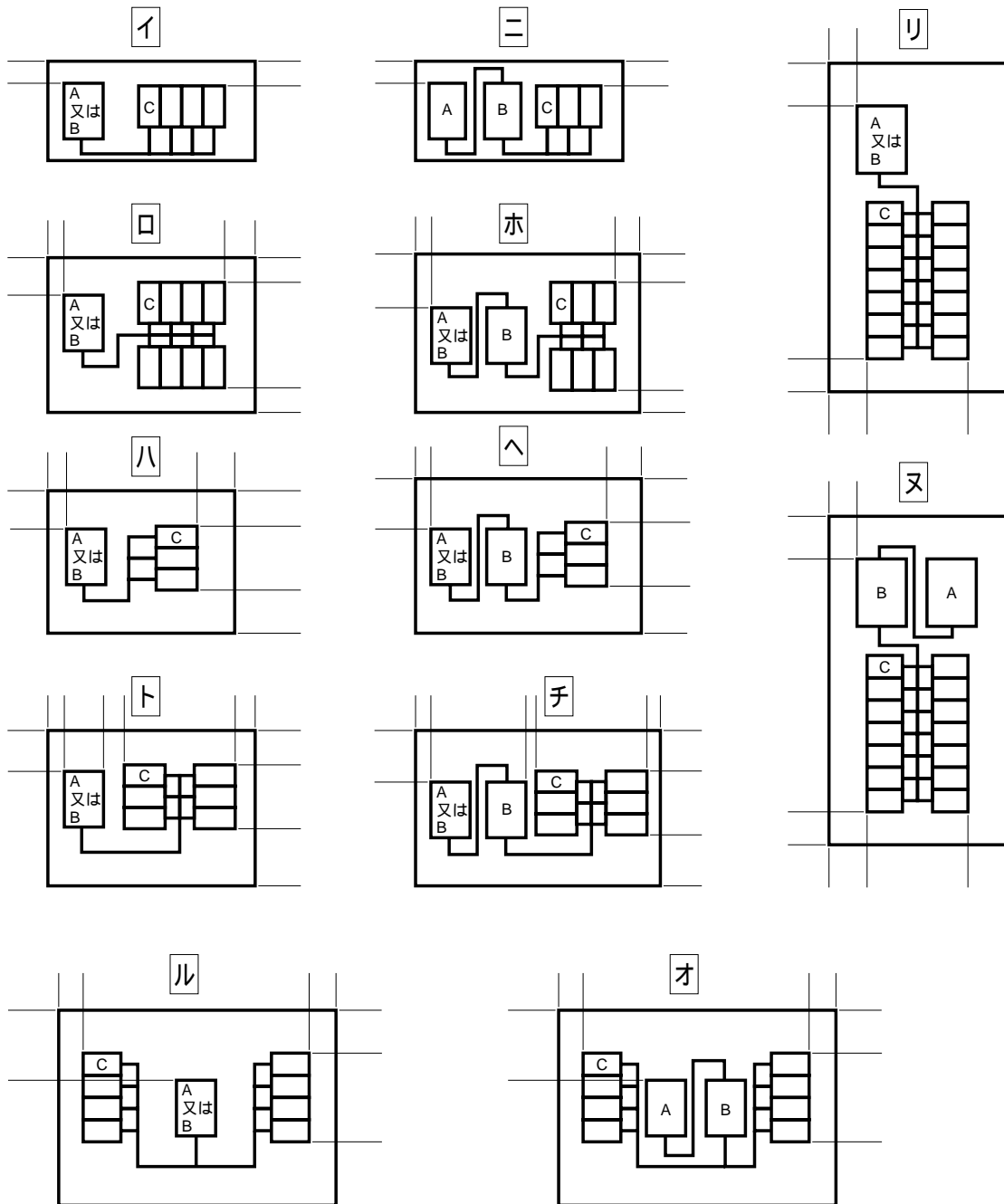
#### 5.18 金属製底板

分岐開閉器を合成樹脂製のボックス又は、合成樹脂製の中底に取付けるものにあつては、板の厚さ(呼び)が0.6mm以上の金属製底板を挟んで取付けなければならない。

5.19 ガター

ボックス内に設けるガターの寸法は、図1の測定箇所について(1)~(3)の方法で測定し、表14に示す値以上でなければならない。

図1



備考 図の記号は次のとおりとする。

~ 測定箇所

A : 電流制限器 B : 主開閉器 C : 分岐開閉器

- (1) 各測定場所については、内部機器の外側（端子部については端子部外壁）及び電流制限器の外側からボックス又はカバーの内面までの最短距離を測定する。
- (2) 電流制限器周辺のガターは、取付部の中央に電流制限器が位置するものとして測定

する。ただし、取付位置が指定されている場合は、その位置に取付けた状態で測定する。

- (3) ガター内に支柱等の介在物がある場合は、その介在物の寸法（厚さ）を差引いた値とする。

表14

| 測定箇所             | 住宅盤の定格電流<br>A | ドア付のものの場合<br>mm以上 | カバー付のものの場合<br>mm以上 |
|------------------|---------------|-------------------|--------------------|
| 1                | 30            | 40                | 30                 |
|                  | 60            | 60                | 50                 |
|                  | 75            | 80                | 70                 |
|                  | 100           | 100               | 80                 |
|                  | 150           | 150               | 150                |
| 2 <sup>(6)</sup> | 30            | 10                | 10                 |
|                  | 60            | 20                | 20                 |
|                  | 75・100        | 40                | 40                 |
|                  | 150           | 60                | 60                 |
| 3                | 30            | 35                | 25                 |
|                  | 60            | 40                | 30                 |
|                  | 75・100        | 50                | 40                 |
|                  | 150           | 80                | 80                 |
| 4 <sup>(6)</sup> | 30            | 25                | 25                 |
|                  | 60            | 35                | 25                 |
|                  | 75・100        | 40                | 40                 |
|                  | 150           | 60                | 60                 |

注<sup>(6)</sup> 測定箇所2及び4の値は、分岐回路の配線を引出す方向が限定されるような配線孔が設けられているもの、又は別の部分に配線回しのできる空間をもつ構造のものについては適用しない。

#### 5.20 配線孔

ボックスには、配線のためのロックアウト又は配線貫通孔を設けなければならない。この場合、金属製ボックスの配線貫通孔には、電線の損傷を防止するため、絶縁物製の保護ブッシング等を設けるか、又は付属すること。ただし、金属製の端面部をカールするなどの加工を施し、損傷防止の効果のあるものはこの限りでない。

#### 5.21 分岐回路の表示

カバー又は中ぶたには、各分岐回路を区別するため、回路名の記入ができる表示箇所を設けなければならない。

#### 5.22 200V回路の表示

単相3線式の住宅盤で、100V及び200Vの分岐回路を併用するものは、次により表示をしない。

なければならない。

- (1) 200V分岐開閉器を取付けたものの場合、200V回路であることを示すために見やすい所にその旨を表示すること。
- (2) 100V又は200Vいずれかの分岐開閉器を取付けできる増回路スペースをもつもの場合、分岐開閉器の取付け、配線接続が誤りなくできる構造とし、かつ必要な表示をすること。

## 6. 性能及び試験

### 6.1 試験場所

試験は、特に定めのある場合を除き、JIS Z 8703「試験場所の標準状態」に規定する常温（20 ± 15）常湿（相対湿度65% ± 20%）の通風、温度変化、その他試験の結果に著しい影

響を及ぼすおそれのない場所で行う。

### 6.2 構造試験

構造試験は、JIS C 8306「配線器具の試験方法」の3により試験し、5の規定に適合しなければならない。

### 6.3 温度上昇試験

JIS C 8306の4及び次の(1)~(6)の条件により住宅盤の定格電流に等しい試験電流を通じ、各表15

| 測定箇所                     | 温度上昇 |
|--------------------------|------|
| 導体部接続端子 <sup>(7)</sup>   | 50   |
| 母線バーの中央部 <sup>(8)</sup>  | 50   |
| ボックス上側内壁面 <sup>(9)</sup> | 30   |

注<sup>(7)</sup> 内部機器の端子を除く。

注<sup>(8)</sup> バーの試験電流が通電している分岐開閉器群のバーの中央部とする。

注<sup>(9)</sup> 試験電流が通電している分岐開閉器群のバー中央部の上側内壁面とする。

- (1) 試験電源は、住宅盤の相・線式に応じ、単相2線又は単相3線の周波数の交流とする。
- (2) 増回路スペース付のものは、分岐開閉器をその部分にも取付ける。

部の温度上昇がほぼ一定となったとき表14に示す測定箇所について測定した温度上昇の値は、それぞれ同表に示す値以下でなければならない。ただし、主開閉器の定格電流が住宅盤の定格電流未満の場合は、主開閉器の定格電流を試験電流とする。

- (3) 試験回路の接続は図2による。この場合、電源及び負荷の接続には表16に示す電線を用い、端子ねじの締付けトルクは、6.9の表20に示す値の2/3とする。

表16

| 接続箇所 | 試験電流          | 接続電線の太さ(呼び)               | 接続電線の長さ   | 電線の種類                         |
|------|---------------|---------------------------|-----------|-------------------------------|
| 電源側  | 20Aを超え30A以下   | 2.6mm又は5.5mm <sup>2</sup> | 1本当たり1.5m | JIS C 3307<br>600Vビニル<br>絶縁電線 |
|      | 30Aを超え50A以下   | 14mm <sup>2</sup>         |           |                               |
|      | 50Aを超え75A以下   | 22mm <sup>2</sup>         |           |                               |
|      | 75Aを超え100A以下  | 38mm <sup>2</sup>         |           |                               |
|      | 100Aを超え150A以下 | 60mm <sup>2</sup>         |           |                               |
| 負荷側  | 按分電流          | 2mm                       |           |                               |

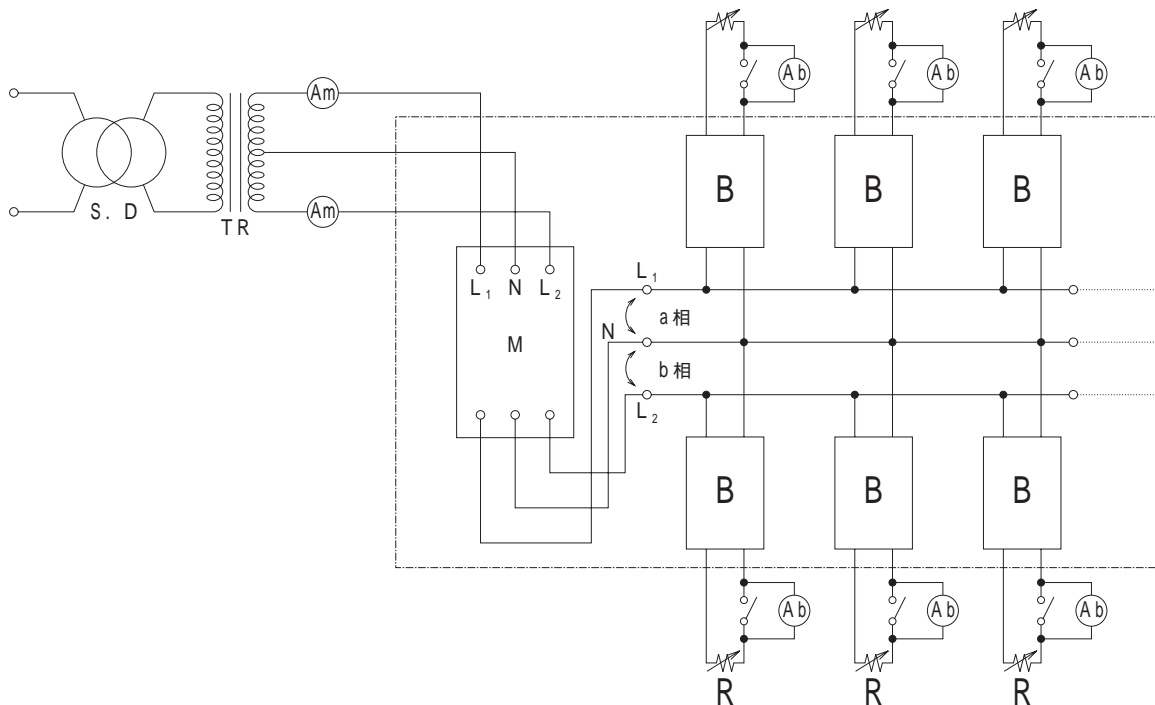
- (4) 住宅盤の配線孔は、結線後テープ等でシールする。
- (5) 試験は、厚さ約15mmの木板の鉛直面上に通常の使用状態に取付けた状態で行う。
- (6) 分岐開閉器に通じる電流は、住宅盤の相・線式、定格電流又は主開閉器の定格電流に従い表17により各分岐開閉器にほぼ均等に按分して通じるように調整する。この場合、通電を行わない分岐開閉器は、母線の電源側から最も遠い位置から順次減ずること。

表17

| 主開閉器の<br>定格電流 | 按分電流  | 通電する分岐回路数 |    |
|---------------|-------|-----------|----|
|               |       | a相        | b相 |
| 30A           | 15A   | 2         | 2  |
| 40A           | 13.3A | 3         | 3  |
| 50A           | 16A   | 3         | 3  |
| 60A           | 15A   | 4         | 4  |
| 75A           | 15A   | 5         | 5  |
| 100A          | 16A   | 6         | 6  |
| 150A          | 15A   | 10        | 10 |

備考 1. 単相2線の場合はa相の欄を適用する。  
2. 分岐回路数が上表に充たないものについては、1分岐回路につき16Aを通電するものとする。

図2 温度上昇試験回路図



備考

- (1) 単相2線式の場合は、a相の部分だけを適用する
- (2) 図の記号は、次のとおりとする。

SD：スライダック  
 TR：トランス  
 R：可変抵抗（1 程度）  
 Am：電流計（母線電流用）  
 Ab：電流計（分岐回路電流用）

M：主開閉器  
 B：分岐開閉器  
 L1：電圧線に接続される端子  
 L2：電圧線に接続される端子  
 N：中性線に接続される端子

6.4 絶縁抵抗試験

絶縁抵抗試験は、500Vの絶縁抵抗計で、次の各部の絶縁抵抗を測定したとき、その値は5M 以上でなければならない。

- (1) 主開閉器及び分岐開閉器が入りの状態において極性を異にする充電部相互間<sup>10)</sup>。
- (2) 主開閉器及び分岐開閉器が入りの状態において充電部と非充電金属部。

注<sup>10)</sup> 漏電遮断器などで、測定ができない構造の内部機器を装着している場合には、これを取外して測定する。

6.5 耐電圧試験

耐電圧試験は、周波数50Hz又は60Hzのほぼ正弦波の交流電源を用い、6.4に規定する各部に1,500Vの電圧を1 分間加えたときこれに耐えなければならない。

6.6 耐熱試験

この試験は、ボックス、ドア、又はカバーが合成樹脂からなるもの（以下、合成樹脂製のものという。）について次により行う。

温度が $70 \pm 3$  に保持された恒温槽に1 時間放置したのち、表18に掲げる引張り荷重で、6.7カバー保持力試験を行い、カバーの脱落、カバーの保持部等の破損を生じてはならない。試験は、厚さ約15mmの木板の鉛直面上に通常の使用状態に取付けて行う。

表18 単位 N

| 住宅盤の大きさ（長辺の長さ） | 引張荷重 |
|----------------|------|
| 300mm未満        | 20   |
| 300mm以上        | 35   |

### 6.7 カバーの保持力試験

この試験は、ねじ止め式以外のカバー又はカバー及びドア付のものについて次により行う。

カバーの中央部を取付面に対して垂直となる方向に表19に掲げる引張り荷重を加えたとき、

表19

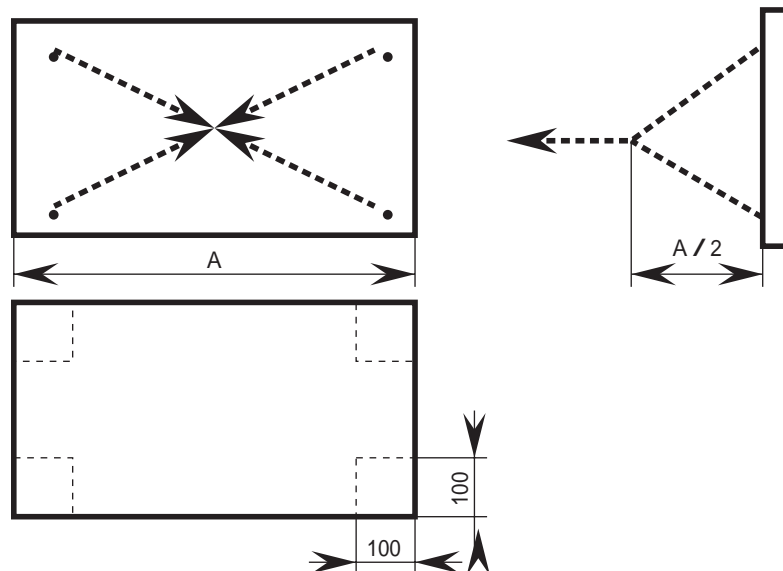
単位 N

| 住宅盤の大きさ（長辺の長さ） | 引張り荷重 |
|----------------|-------|
| 300mm未満        | 30    |
| 300mm以上        | 50    |

カバーの脱落、カバー保持部等の破損を生じてはならない。

試験は、端部より 100mm以内で、嵌合部の直近でかつ嵌合に影響の無い場所で、図3に掲げる位置より引張り荷重を加える。

図3



### 6.8 キャビネットの強度試験

この試験は、ボックス、ドア、又はカバーが合成樹脂のものについて次により行う。

試験品の最も弱いと思われる箇所（ドア付の場合はドアを閉じた状態、ロックアウト部は除く）2箇所を選び、直径23.8mm（重さ55g）の鋼球を1mの高さから鉛直に自然落下させたとき、使用上有害なひび割れ・破損などが生じて

表20

単位 N・m

| 端子ねじの呼び | M4  | M5  | M6  | M8  |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 締付トルク   | 1.2 | 2.0 | 2.5 | 5.0 |

はならない。

### 6.9 端子部の強度試験

この試験は配線接続端子を有するものについて次により行う。

トルクドライバー（六角ボルト、又はナットの際はトルクスパナ）を用い、表20に掲げる値のトルクを徐々に加えて締め付けたとき、端子又は端子ねじに破損を生じてはならない。

### 6.10 キャビネットの耐燃性試験

この試験は、ボックス、ドア又はカバーが合成樹脂製のものについて次により行う。

(1)~(5)に示す条件により試験を行ったとき、毎回の燃焼時間はいずれも30秒以内で、かつ10回の燃焼時間の総和は250秒以内でなければならない。

(1) 試料として長さ125 ± 5 mm、幅13 ±

0.5mm、厚さ2 ~ 3 mmの試験片を5本製作し、70 ± 1 の温度に調整された恒温槽（空気）の中に連続168時間（7日間）放置した後、直ちにデシケータ（塩化カルシウムを乾燥剤として入れる）に入れ、室温にて4時間以上冷却する。

(2) 上記(1)の前処理を施した試験片の上端から6mmの箇所を支持し、長さ方向が鉛

直となるようにリングスタンド等で保持し、試験片の下端がバーナの頂部から10±1mm上方にあるように位置を定める。

- (3) 試験炎は、実験用バーナ（筒の長さ100±10mm、筒の内径9.5±0.3mm）を用いて還元炎の高さが20±1mmとなるように調整する。バーナはASTM D5025による。
- (4) バーナを水平に移動し、試験炎を(2)の試験片の下端中央部に10秒あてた後、バーナを移動して試験炎を遠ざけ、試験片の燃焼時間を測定する。試験片の残炎が消滅した後、直ちに試験炎を同様に10秒間あて、試験炎を取り去り燃焼時間を測定する。
- (5) 燃焼試験は試験片1本ごとに行い、試験片5本の燃焼時間の総和を求める。

備考 詳細はUL94安全規格第5版（1996-12）の94V2による。

#### 6.11 ドアの開閉性能

この性能は、ドア及びカバーが合成樹脂製のものについて次により定める。

- (1) ドアの開閉は25Nの力で400回（1往復1回）以上の操作できるものとする。ドアの開時に仮保持する構造のものにあつては下記性能による。
  - (a) ドアが上方向に開く場合、ドアは開時（60°以上）に仮保持性能を有すること。
  - (b) ドアが上方向に開く場合は、ドアの連

続開閉200回後、ドア開時の仮保持性能を有すること。

#### 6.12 参考試験（製造者が設計の妥当性を評価するために行う試験）

参考試験は次のとおりとする。

##### 6.12.1 塗膜性能試験

この試験は、塗装を施した金属製キャビネットについて次により行う。

- (1) 試験品の数は、各試験項目毎に3個とし、そのいずれもが判定基準に適合すること。

備考 耐アルカリ性、耐薬品性の試験の試験品は試験片で行ってもよい。

- (2) 試験方法及び判定基準は、表21による。

##### 6.12.2 振動試験

この試験は、住宅盤を通常使用状態に取付け、上下・左右・前後の方向にJIS C 0911「小形電気機器の振動試験方法」（1984年03月01日改定）により、復振幅4mm、振動数16.7Hzの条件で60分間振動を加えたとき、ねじの緩みなどの異常のないこと。

##### 6.12.3 衝撃試験

この試験は、住宅盤を通常使用状態に取付け、取付面に直角となる方向にJIS C 0912「小形電気機器の衝撃試験方法」（1984年03月01日改定）により、最大加速度10Gの衝撃を2回加えたとき、異常のないこと。

表21

|      | 項目     | 試験方法  | 判定基準                               |
|------|--------|---|------------------------------------|
| 物理特性 | 硬度     | JIS S 6006「鉛筆」に規定するH相当の鉛筆の先端をとがらせた状態で線をかく。  | 表面に傷又はこん跡を生じてはならない。                |
|      | 密着性    | 1mm間隔で縦・横11本のナイフカット線を入れ、100個の碁盤目を描き、粘着テープを押圧し、瞬間はく離を行って残留ます目を数える。                                 | 95以上。                              |
|      | 衝撃強さ   | 鋼球重さ300gのおもりを50cmの高さから鉛直に落下させる。   | 異常ないこと。                            |
| 化学特性 | 変色性    | 殺菌灯（15W）を25cmの位置より連続6時間照射する。  | 色の変化がないこと。                         |
|      | 耐アルカリ性 | NaOH5%溶液に試験品を10cm浸漬し、6時間後取出す。   | 変化がないこと。                           |
|      | 耐薬品性   | 5Lのデシケータに10%アンモニア溶液を500ml入れ、空間部に試験品をおき60±10に保ち、8時間後に取出し、腐食（変色、発錆、割れ）状態を目視で調べる。                    | 発色・発錆・割れが著しいものではなく、かつ機能に支障を生じないこと。 |
|      | 塩水噴霧   | 試験品をクロスカットし、JIS Z 2371「塩水噴霧試験方法」により試験を行い、クロスカットの片側から3mmまで錆が進行するサイクル数を調べる。<br>8H噴霧，16H休止を1サイクルとする。 | 3サイクル以上（見えがかり以外）5サイクル以上（見えがかり部）    |

## 7. 検査

### 7.1 型式検査

型式検査は、次の試験項目及び順序で、6に規定する試験方法により、同一試験品について行い、4～6の規定に適合しなければならない。ただし、(6)カバーの保持力(7)キャビネットの強度、(8)端子部の強度、(9)キャビネットの耐熱性は、別の試験品で試験を行う。

- (1) 構造
- (2) 温度上昇
- (3) 絶縁抵抗
- (4) 耐電圧
- (5) 耐熱
- (6) カバーの保持力
- (7) キャビネットの強度
- (8) 端子部の強度
- (9) キャビネットの耐熱性

### 7.2 受渡検査

受渡検査は、次の項目及び順序により、同一品について行い、4～6の該当事項に適合しなければならない。ただし、受渡し当事者間の協定により試験の一部を省略してもよい。

- (1) 構造
- (2) 絶縁抵抗
- (3) 耐電圧

## 附則

- (1) この工業会規格の制・改訂は、ホームパネル認定業務部会の審議を経て理事会の承認を得るものとする。
- (2) この工業会規格の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技

## 8. 製品の呼び方

製品の呼び方は、名称、種類、定格及び分岐回路数による。

例 住宅用分電盤、合成樹脂製、カバー付、露出形、Lスペース有、漏電遮断器30A、1 2W、100V、30A、6回路。

## 9. 表示

住宅盤には、ドア又はカバーに容易に消えない方法で次の事項を明瞭に表示すること。(図4に代表的な例を図示する。)

- (1) 名称(「住宅用分電盤」と【品番】を必ず書く。)
- (2) 定格電流
- (3) 相・線式、定格電圧
- (4) 分岐回路数<sup>(1)</sup>
- (5) 製造年月又はその略号
- (6) 製造業者名又はその略号

注<sup>(1)</sup> 分岐回路数は、分岐開閉器の実装回路数で表示し、増回路スペース付のものは、増回路スペースとその回路数を併記する。

術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。

- (3) この工業会規格は、昭和50年6月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

図4 表示 図(例)

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 名 称   | 住宅用分電盤BQP型<br>BQP3612 |
| 定格電流  | 30A                   |
| 相・線式  | 1 3W (100/200V)       |
| 分岐回路数 | 5                     |
| 製造年月  | 年 月                   |
| 製造者名  |                       |

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 名 称   | 住宅用分電盤BQP型<br>BQP342 |
| 定格電流  | 30A                  |
| 相・線式  | 1 3W (100/200V)      |
| 分岐回路数 | 3, 増回路スペース1          |
| 製造年月  | 年 月                  |
| 製造者名  |                      |

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 名 称   | 住宅用分電盤PLA型<br>PLA3612-0A |
| 定格電流  | 60A                      |
| 相・線式  | 1 3W (100/200V)          |
| 分岐回路数 | 8, 増回路スペース2              |
| 製造年月  | 年 月                      |
| 製造者名  |                          |

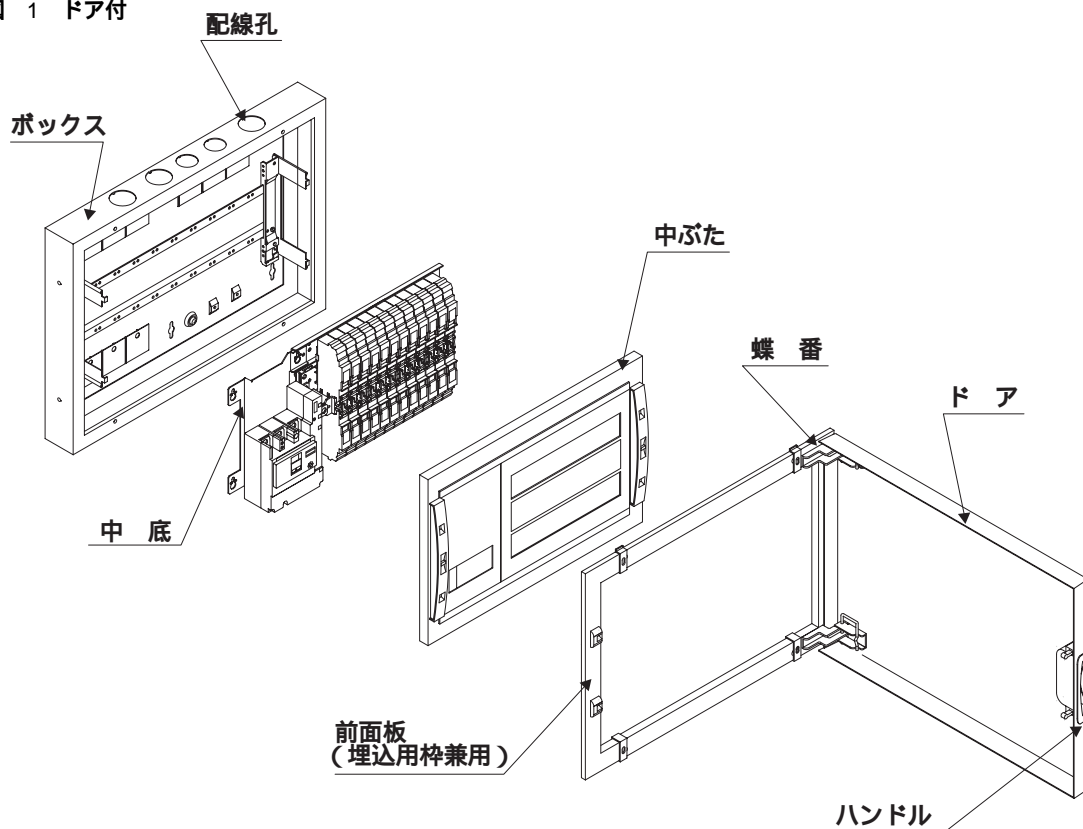
|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 名 称   | 住宅用分電盤HP型<br>HP13E6-120 |
| 定格電流  | 60A                     |
| 相・線式  | 1 3W (100/200V)         |
| 分岐回路数 | 6                       |
| 製造年月  | 年 月                     |
| 製造者名  |                         |

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 名 称   | 住宅用分電盤VLG型<br>VLG36123 |
| 定格電流  | 60A                    |
| 相・線式  | 1 3W (100/200V)        |
| 分岐回路数 | 8 (内2P1E 30A 1回路)      |
| 製造年月  | 年 月                    |
| 製造者名  |                        |

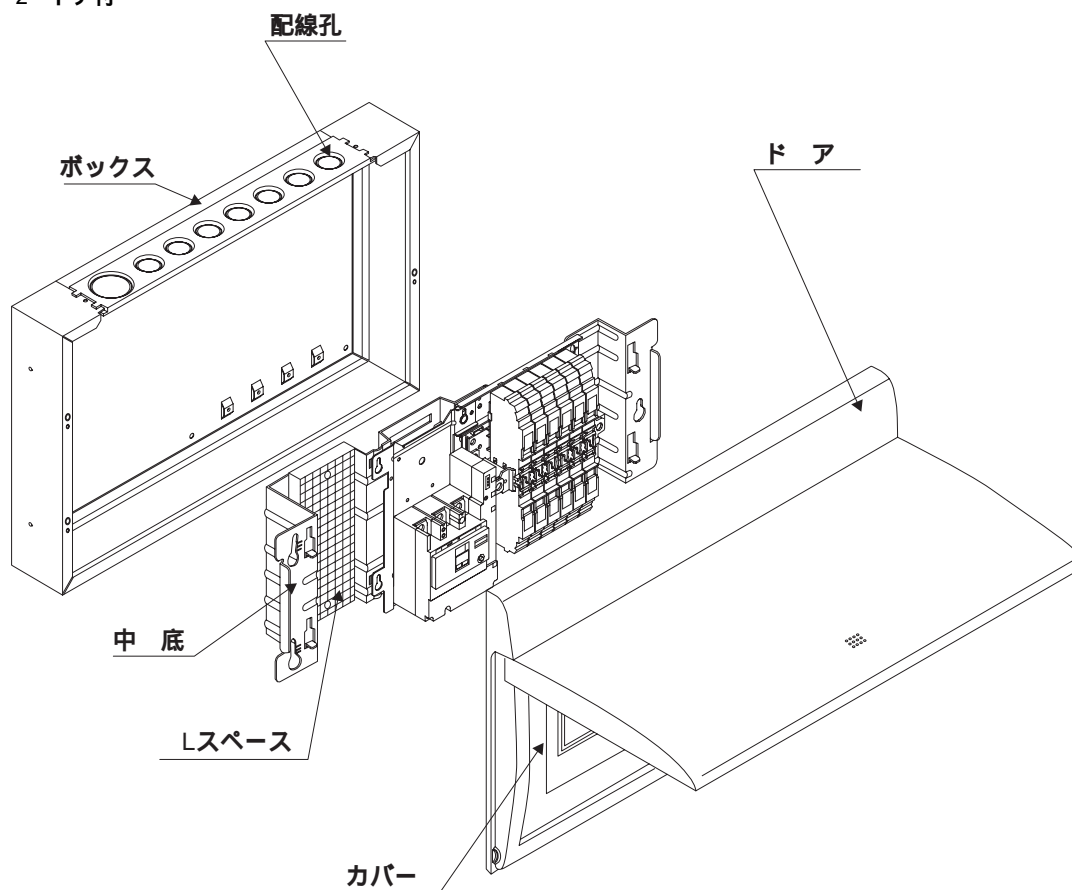
|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 名 称   | 住宅用分電盤TFG型<br>TFG-6123A-0 |
| 定格電流  | 60A                       |
| 相・線式  | 1 3W (100/200V)           |
| 分岐回路数 | 6 (内2P2E 20A 2回路)         |
| 製造年月  | 年 月                       |
| 製造者名  |                           |

参考図 キャビネットの部材が付属部材の名称

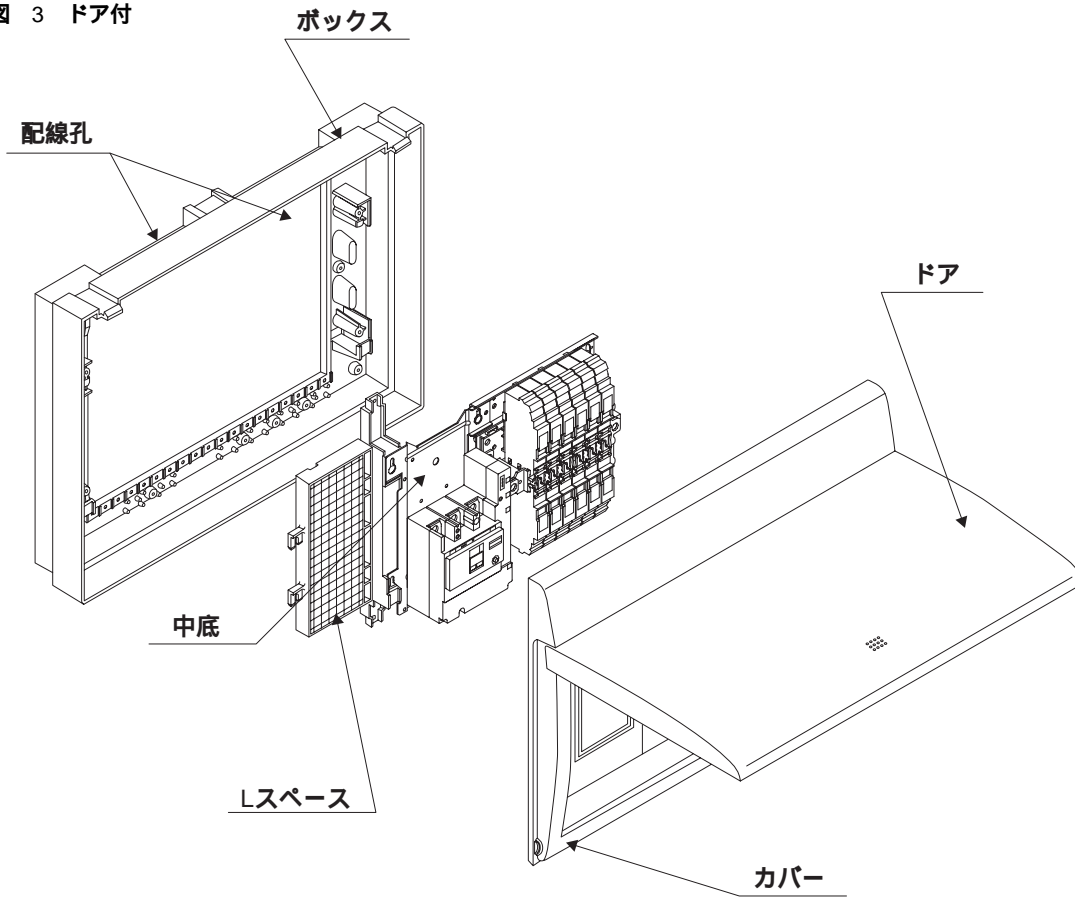
例図 1 ドア付



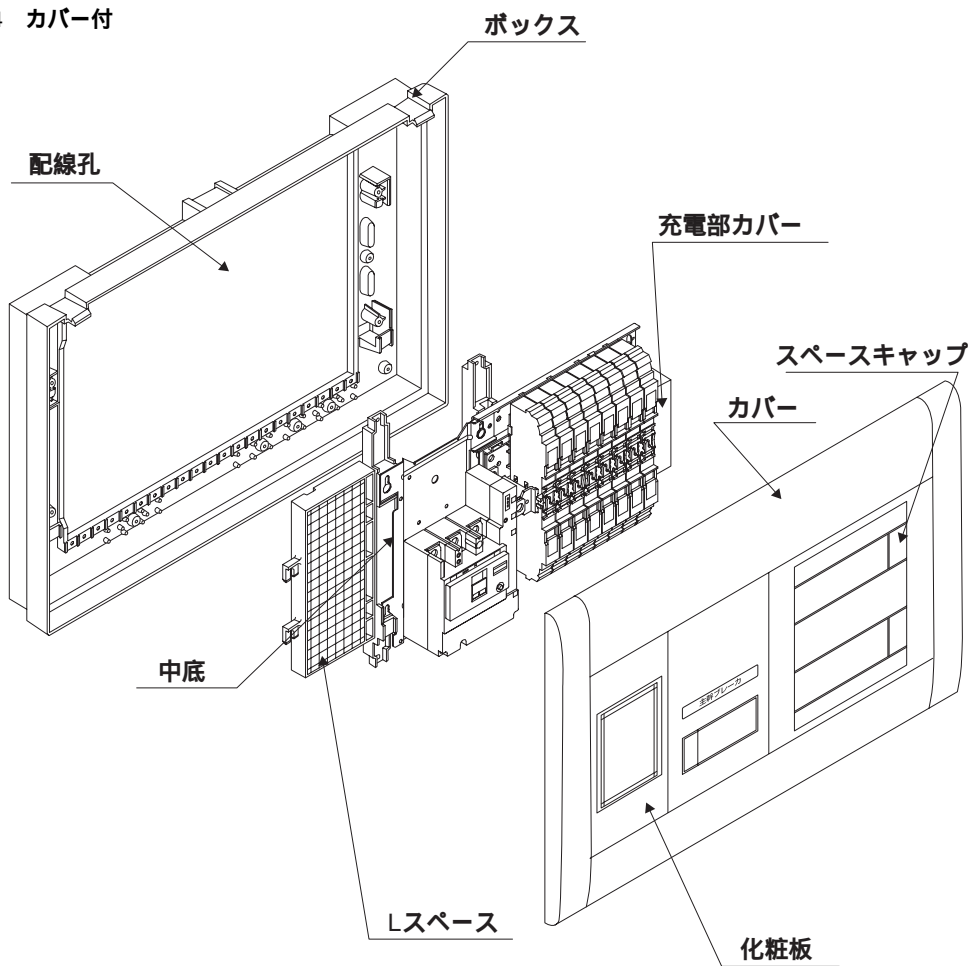
例図 2 ドア付



例図 3 ドア付



例図 4 カバー付



# 日本配線器具工業会規格 JWDS 0007 付1 過電流警報装置付住宅用分電盤

## 1. 適応範囲

この付属書は、単相3線式100/200V電路に使用する過電流警報装置付住宅用分電盤について規定する。

この規格で規定していない事項については JWDS0007「住宅用分電盤」を適用する。

## 2. 用語の意味

### 2.1 過電流警報装置

使用電流が監視電流値を超えるとメッセージ音などで警報を発生する装置。

### 2.2 監視電流値

過電流警報装置が警報を発生する際の電流値であって、使用者が電流制限器や主開閉器の定格電流から予め設定する値。

### 2.3 警報音

スピーカーが発生する音による警報を言い、シグナル音とメッセージ音から構成される。

### 2.4 シグナル音

メッセージ音の前に発する合図的な音。

### 2.5 メッセージ音

言葉による警報音。

### 2.6 負荷率

監視電流値に対する使用電流値の百分率(%)。

### 2.7 負荷率信号

負荷率(%)の値をパルスの長さ(時間)に置換えた信号。

### 2.8 警報音制御信号

警報音を発生するタイミングを制御する信号。

### 2.9 信号出力

外部の装置に負荷率信号や警報音制御信号を出力すること。

## 3. 種類

過電流警報装置付住宅用分電盤は、過電流警報装置の種類によって、次のとおりとする。

3.1 電流値の検出方法により次のように分ける。

(1) 電流制限器を取付けた時に用いるもの(合成和検出方式)

(2) 電流制限器を取付けない時に用いるもの(最大値検出方式)

(3) 上記(1)及び(2)が切替可能なもの

3.2 負荷率表示により次のように分ける。

(1) 負荷率表示があるもの

(2) 外部で負荷率表示をするための接続端子を有するもの

(3) 上記(1)及び(2)の両方を有するもの

3.3 警報音の発生方法により次のように分ける。

(1) スピーカーを内蔵し警報音を発するもの

(2) 外部のスピーカーで警報音を発するための接続端子を有するもの

(3) 上記(1)及び(2)の両方を有するもの

3.4 信号出力の方法により次のように分ける。

(1) 警報音制御信号を出力するもの

(2) 警報音制御信号及び負荷率信号を出力するもの

## 4. 構造及び機能

過電流警報装置の構造及び機能は次のとおりとする。

### 4.1 構造一般

住宅用分電盤内に取付け、交換が可能な構造とする。

### 4.2 電流値の検出

電流値の検出は次のいずれかによる。

(1) 合成和検出方式は、L1相及びL2相のベクトル合成和の値とする。

(2) 最大値検出方式は、L1相及びL2相のいずれか大きい値とする。

### 4.3 監視電流値

以下のうち5点が任意に設定できるものとする。20A、30A、40A、50A、60A、75A、100A

### 4.4 負荷率表示

負荷率を色彩で表示する機能があること。表示は3段階以上とし、色分けは表1のとおりとする。

表 1

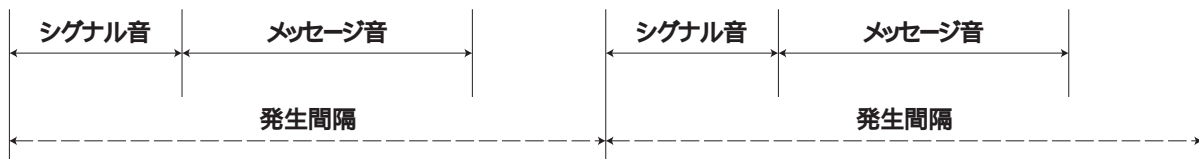
| 負荷率I (%)    | 色           |
|-------------|-------------|
| I ≤ 20      | 緑           |
| 20 < I < 80 | 黄緑          |
| 80 ≤ I      | オレンジ色( 橙色 ) |

#### 4.5 警報音

警報音はシグナル音の後にメッセージ音を発する方式とし、シグナル音・メッセージ音の発生間隔は、表 2 のとおりとする。なお、警報の音量は容易に調整できる構造とする。

表 2

| 負荷率I (%)      |               | 発生間隔   |
|---------------|---------------|--------|
| 合成和検出方式       | 最大値検出方式       |        |
| 100 < I ≤ 110 | 90 < I ≤ 100  | 180秒ごと |
| 110 < I ≤ 120 | 100 < I ≤ 120 | 10秒ごと  |
| 120 < I       | 120 < I       | 5秒ごと   |



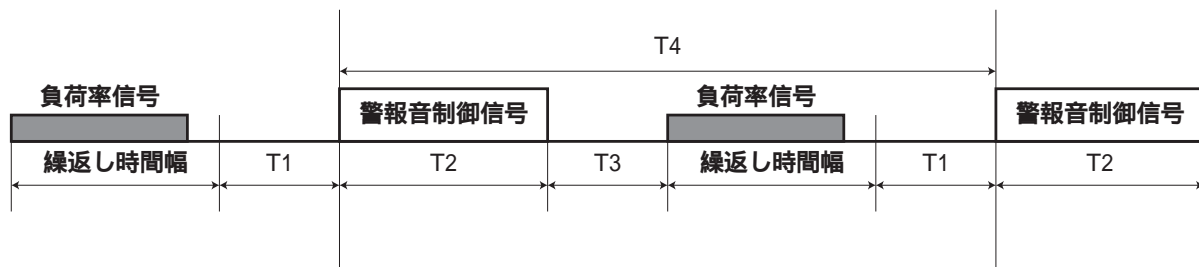
#### 4.6 信号出力

無電圧接点出力によるものとする。

- (1) 警報音制御信号を出力するものにおいて、表 2 に示す発生間隔毎に250ms以上

4 s以下の時間幅で接点メイクするものであること。

- (2) 警報音制御信号及び負荷率信号を出力するものにおいては、次のとおりに接点メイクするものであること。



T1 ~ T4 は表 3 による。

負荷率信号及び繰返し時間幅は表 4 による。

表 3

|       |    |       |
|-------|----|-------|
| 250ms | T1 | 500ms |
| 250ms | T2 | 4s    |
| 15ms  | T3 | 150ms |
| 4.85s | T4 |       |

表 4

| 負荷率I(%)   |           | 負荷率信号 (接点メイク時間)<br>(負荷率信号の繰返し時間幅内で繰返し出力する) |
|-----------|-----------|--|
| 合成和検出方式   | 最大値検出方式   |  |
| I=0       | I=0       |  |
| 0<I 10    | 0<I 10    | 14 ± 3ms                                   |
| 10<I 20   | 10<I 20   | 28 ± 3ms                                   |
| 20<I 30   | 20<I 30   | 42 ± 3ms                                   |
| 30<I 40   | 30<I 40   | 56 ± 3ms                                   |
| 40<I 50   | 40<I 50   | 70 ± 3ms                                   |
| 50<I 60   | 50<I 60   | 84 ± 3ms                                   |
| 60<I 70   | 60<I 70   | 98 ± 3ms                                   |
| 70<I 80   | 70<I 80   | 112 ± 3ms                                  |
| 80<I 90   | 80<I 90   | 126 ± 3ms                                  |
| 90<I 100  |           | 140 ± 3ms                                  |
| 100<I 110 | 90<I 100  | 154 ± 3ms                                  |
| 110<I 120 | 100<I 120 | 168 ± 3ms                                  |
| 120<I     | 120<I     | 182 ± 3ms                                  |

5Hz( 200 ± 3ms )  
繰返し時間幅

## 5 . 性能及び試験

### 5 . 1 試験場所及び試験品

試験は、特に定めのある場合を除き、JIS Z 8703「試験場所の標準状態」に規定する常温(20 ± 15)、常湿(相対湿度65% ± 20%)の通風、温度変化、その他試験の結果に著しい影響を及ぼすおそれのない場所で行う。試験は、特に定めのある場合を除き、過電流警報装置単体で行う。

### 5 . 2 構造及び機能試験

- (1) 構造 4 . 1 に適合すること。
- (2) 電流値の検出機能試験 4 . 2 に適合すること。
- (3) 監視電流値機能試験 4 . 3 に適合すること。

- (4) 負荷率表示機能試験 4 . 4 に適合すること。

- (5) 警報音機能試験 4 . 5 に適合すること。

- (6) 信号出力機能試験 4 . 6 に適合すること。

### 5 . 3 電源電圧変動特性試験

電源電圧AC85V、100V、115Vで正常機能<sup>注1)</sup>を満足すること。

注1) 正常機能

- ・監視電流値60Aで監視電流値の125%を通電したとき警報音又は警報音制御信号を正常に出力すること。
- ・監視電流値60Aで監視電流値の15%・25%・75%・85%を通電したとき負荷率表示が正常に表示又は出力されること。(15%：緑、25%・75%：黄緑、85%：オレンジ)

### 5 . 4 周囲温度特性試験

周囲温度 - 10、20、50 で正常機能<sup>注1)</sup>を

満足すること。

#### 5.5 絶縁抵抗試験

DC500Vの絶縁抵抗計で、充電部と非充電金属部間の絶縁抵抗を測定したとき、その値は5 MΩ以上であること。

#### 5.6 耐電圧試験

周波数50Hz又は60Hzのほぼ正弦波の交流電源を用い、充電部と非充電金属部間に1,500Vの電圧を1分間加えたとき、リーク電流は10mA以下であること。

#### 5.7 熱衝撃性能

- 20℃ 2時間、25℃ (常温) 10分間、70℃ 2時間、25℃ (常温) 10分間を1サイクルとし、30サイクル後に常温常湿に4時間放置した後、正常機能<sup>①</sup>および電気的性能<sup>②</sup>を満足すること。

注<sup>②</sup> 電気的性能

- ・絶縁抵抗及び耐電圧の性能を満足すること。

#### 5.8 雷インパルス不動作試験

電源端子と取付部の非充電金属部間に表5の衝撃波電圧を印加した後、正常機能<sup>①</sup>及び電気的性能<sup>②</sup>を満足すること。

表 5

|       |                |
|-------|----------------|
| 衝撃波電圧 | 7kV 1.2×50μS   |
| 印加回数  | 正負各3回          |
| 試験回路  | JIS C 8371 による |

#### 5.9 耐湿性能

定格電圧を印加し周囲温度40±2℃、湿度90～95%の条件下に24時間放置した後、外観性能<sup>③</sup>を満足すること。その後、常温常湿に4時間放置した後、正常機能<sup>①</sup>及び電気的性能<sup>②</sup>を満足すること。

注<sup>③</sup> 外観性能

- ・成形品にヒビ、ワレ、カケがないこと。
- ・印刷の消え、はがれがないこと。

#### 5.10 警報音出力性能

装置を分電盤に組込み音量設定を最大にした状態で、分電盤の正面から1m離れた場所で、警報音の最大値が70dB以上であること。

## 6. 検査

### 6.1 型式検査

型式検査は、次の試験項目及び順序で、5に規定する試験方法により同一試験品について行い、4～5の規定に適合しなければならない。ただし、(7)雷インパルス不動作、(8)耐湿性能、(9)警報音出力性能は、別の試験品で試験を行う。

- (1) 構造及び機能
- (2) 電源電圧変動特性
- (3) 周囲温度特性
- (4) 絶縁抵抗
- (5) 耐電圧
- (6) 熱衝撃性能
- (7) 雷インパルス不動作
- (8) 耐湿性能
- (9) 警報音出力性能

### 6.2 受渡検査

受渡検査は、次の項目及び順序により同一品について行い、4～5の該当事項に適合しなければならない。ただし、受渡当事者間の協定により試験の一部を省略してもよい。

- (1) 構造及び機能
- (2) 絶縁抵抗
- (3) 耐電圧

## 7. 表示

装置本体には、容易に消えない方法で次の事項を表示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 形名
- (3) 製造業者名又はその略号
- (4) 製造年月又はその略号

- (5) 定格電圧
- (6) 動作概要 \*
- (7) 電流値検出の方法・種類 \*
- (8) 監視電流値の切替の種類 \*
- (9) 信号出力の種類 \*

注) \*の表示事項は、他の場所への表示があれば省略することができる。

# 日本配線器具工業会規格 JWDS 0007 付2

## 感震機能付住宅用分電盤

### 1. 適応範囲

この付属書は、単相3線式100/200V電路に使用する感震機能付住宅用分電盤について規定する。

この規格で規定していない事項については、JWDS 0007「住宅用分電盤」を適用する。

### 2. 用語の意味

#### 2.1 感震装置

震度5強相当の地震波を感知すると一定時間警報を発した後、主開閉器を遮断する装置。

#### 2.2 感震

地震波を感知すること。

### 3. 構造及び機能

#### 3.1 構造一般

感震装置は、住宅用分電盤内又は住居内に取付け、交換が可能である構造とする。

#### 3.2 機能

感震装置は、以下の機能を有すること。

- (1) 感震動作機能 震度5強相当の地震波を感知したとき、ランプ・ブザー又は音声などにより警報を発し、3分後に主開閉器を遮断する信号を出力する。
- (2) リセット機能 地震波感知から主開閉器遮断までの3分間にリセットボタンが操作されると、警報が停止する。地震波感知の記憶を消去し、初期状態に戻る。
- (3) 地震波感知記憶機能 地震波感知から主開閉器遮断までの3分間に停電が発生すると、地震波感知を記憶して復電時に主開閉器を遮断する信号を出力する。
- (4) 停電補償機能 感震装置の電源を切り8秒以内に地震波を感知したとき、再度電源投入時、主開閉器を遮断する信号を出力する。
- (5) テストボタン機能 テストボタン操作などにより、感震装置が正常に動作することを確認できる。

### 4. 性能及び試験

#### 4.1 試験場所及び試験品

試験は、特に定めのある場合を除き、JISZ 8703「試験場所の標準状態」に規定する常温(20 ± 15) 常湿(相対湿度65% ± 20%)の通風、温度変化、その他試験の結果に著しい影響を及ぼすおそれのない場所で行う。試験は、特に定めのある場合を除き感震装置単品で行う。

#### 4.2 構造及び機能試験

- (1) 構造 3.1に適合すること。
- (2) 機能 3.2に適合すること。

#### 4.3 感震動作試験

感震装置は、周期を0.3秒、0.5秒及び0.7秒とし、各周期ごとに加速度を250cm/s<sup>2</sup>(gal)で水平(前後)方向、及び、水平(左右)方向に加振<sup>①</sup>したときに10秒以内に感震動作をすること。

注<sup>①</sup> 水平(前後)方向の試験と水平(左右)方向の試験は、各々に試験すること。

#### 4.4 感震不動作試験

感震装置は、以下の試験をしたとき感震動作をしないこと。

- (1) 周期を0.3秒、0.5秒及び0.7秒とし、各周期ごとに加速度を80cm/s<sup>2</sup>(gal)で水平(前後)方向、及び、水平(左右)方向に加振<sup>①</sup>したときに10秒以内に感震動作をしないこと。
- (2) 周期を0.1秒とし、加速度を250cm/s<sup>2</sup>(gal)で水平(前後)方向、及び、水平(左右)方向に加振<sup>①</sup>したときに感震動作をしないこと。

#### 4.5 周囲温度特性試験

周囲温度 - 10、20、50 で4.3 感震動作試験に示す試験を行ったとき、正常に動作すること。

#### 4.6 絶縁抵抗試験

絶縁抵抗試験は、500Vの絶縁抵抗計で充電部と非充電部の絶縁抵抗を測定したとき、その

値は5 M 以上であること。

#### 4.7 耐電圧試験

耐電圧試験は、周波数50Hz又は60Hzのほぼ正弦波の交流電源を用い、充電部と非充電部間に1,500Vの電圧を1分間加えたとき、リーク電流は10mA以下であること。

#### 4.8 雷インパルス不動作試験

電源端子と取付部の非充電金属部間に表に示す衝撃波電圧を印加したのち、4.3 感震動作試験に示す試験を行ったとき、正常に動作すること。

|       |               |
|-------|---------------|
| 衝撃波電圧 | 7kV 1.2×50μS  |
| 印加回数  | 正負 各3回        |
| 試験回数  | JIS C 8371による |

### 5. 検査

#### 5.1 型式検査

型式検査は、次の試験項目及び順序で、4に規定する試験方法により同一試験品について行い、3～4の規定に適合しなければならない。

- (1) 機能
- (2) 感震動作
- (3) 感震不動作
- (4) 周囲温度特性
- (5) 絶縁抵抗

(6) 耐電圧

(7) 雷インパルス不動作

#### 5.2 受渡検査

受渡検査は、次の項目及び順序により同一品について行い、3～4の該当事項に適合しなければならない。ただし、受渡当事者間の協定により試験の一部を省略してもよい。

- (1) 機能
- (2) 絶縁抵抗
- (3) 耐電圧

### 6. 表示

感震装置には、容易に消えない方法で次の事項を表示しなければならない。

- (1) 名称
  - (2) 形名
  - (3) 製造業者名又はその略号
  - (4) 製造年月又はその略号
  - (5) 定格電圧
  - (6) 動作概要 \*
  - (7) 動作感度(震度・ガルのどちらでも可) \*
- 注) \*の表示事項は、他の場所への表示があれば省略することができる。

# 住宅用分電盤認定試験基準

## 1. 適用範囲

この基準は、社団法人日本配線器具工業会で行う、住宅用分電盤の認定の際に行う試験の方法、及び判定基準について定める。

## 2. 試験方法

2.1 試験は、住宅用分電盤規格に定める型式試験を行うこととし、別表の認定試験チェックリスト（様式5）に従って行う。

2.2 各項目についての試験は、規格の定めによる他、細部についての方法、条件でJIS C 8306「配線器具の試験方法」によるものは、これを準用する。

2.3 規格に規定された事項のうち、解釈に疑義を生ずる部分については、別掲の試験細則による。

2.4 内部機器のうち電気用品安全法による型式認可番号を表示したものは、この試験の対象としない。

## 3. 供試品の配分

供試品2個は下に掲げる配分で試験を行う。

| 供試品の番号 | 適用試験項目                           |
|--------|----------------------------------|
| 供試品1   | 構造検査，キャビネットの強度，表示，カバーの保持力，端子部の強度 |
| 供試品2   | 温度上昇，絶縁，耐電圧，耐熱                   |

## 4. 合否の判断

### 4.1 試験項目毎の判断

試験項目毎に試験を行い、チェックリストの該当欄に適合の場合、不適合の場合は×を記入する。

### 4.2 総合判定

総合判定は、不適合項目の数と重要度に応じて、次の3区分とする。

- (1) 合格：不適合項目がない場合
- (2) 保留：
  - (イ) 重要度Aが0、Bが0、Cが3つ以下の場合
  - (ロ) 重要度Aが0、Bが1、Cが2つ以下の場合
  - (ハ) 重要度Aが0、Bが2、Cが0以下の場合
- (3) 不合格：合格又は保留以外の場合

## 5. 基準の運用

- (1) この基準の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て行うものとする。

また、この基準に定めのない事項について運用上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。
- (2) この基準は、昭和50年8月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

# 住宅用分電盤認定試験細則

この細則は、「住宅用分電盤認定試験基準」2 - 3 にもとづき住宅用分電盤規格の解釈を明確にするために作成した。

以下、本細則の見出しに付した数字は、規格の章・節・番号を示すものとする。

## 5.2 材料

### (2) 導電材料の限定

内部配線と配線接続端子について適用し、内部機器の導電材料は、適用を除外する。

## 5.3 主開閉器及び分岐開閉器

(3) 定格遮断容量は、表示により確認するものとする。

### (4) 漏電遮断器

- (a) 動作特性 (b) 衝撃波不動作形  
(c) 定格短時間電流などについては、銘板表示もしくは、添付資料(様式4)により確認する。

## 5.4 電流制限器取付部(Lスペース)

(1) Lスペースとは、電流制限器の取付面の大きさをいい、電流制限器の取付板がある場合は、取付板の大きさを確認する。又、取付板のない場合は、電流制限器の取付けが可能な大きさのスペースがあることを確認する。製品あるいは、添付資料(様式4)に、仕向地区が限定明示されている場合は、仕向地区の電流制限器の最大寸法をもって測定する。又、製品あるいは添付資料(様式4)に仕向地区が限定明示されていない場合は、表4、表5-1、5-2の全地区を通じた最大寸法をもって判定する。この条件は、ガターの項でも適用する。

(2) 電流制限器の2次側端子に接続するための母線は、取付けを行った場合に、電流制限器取付板の上・下方向の中心位置より、先端が上にくる長さを有していれば製品の中に同梱されていても良い。

(3) 電流制限器の最大外径寸法(A, B) ... 加工公差として - 3 mmまでを許容する。取付け、取外しが容易な構造...

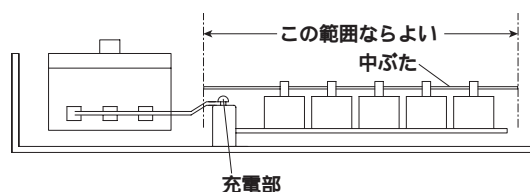
取付け、取外し確認は、木質板以外のもの(合成樹脂ボックスに直接取付ける構造のもの、金具にタッピングねじを用いて取付ける構造のもの等)について行う。

## 5.9 絶縁距離

内部機器の絶縁物に沿った沿面距離はチェックしない。

## 5.10 充電部への接触防止

- (1) 充電部に触れるおそれのない構造とは(2)(a)に示した図の内容とするか、又はドライバーなどを用いてカバーを外すとき、誤って充電部に触れるおそれがある構造の場合は、その部分に適当な絶縁物の隔壁などが設けられているものでもよい。  
(2)(a) 充電部は中ぶたにより覆われているものとする。充電部は、平面図から見た中ぶたの投影面内にあること。



## 5.11 絶縁抵抗測定のための措置

- (1) 特殊な工具を...  
ドライバーは、特殊な工具には含めないものとする。

## 5.12 接地端子

- (1) 表11に示す太さの接地線を同表に示す端子ねじを用いて...  
この要求事項については、表11に掲げる太さの電線を接続でき、かつ接地端子ねじの呼びがM4以上であることを確認する。キャビネットの人が触れるおそれのあるとは、通常分岐開閉器の入・切操作において触れるおそれのあるときのことをいう。

### 5.14 開閉操作部

(2) 内部機器の操作ハンドルが「一斉入」「一斉切」のいずれの.....

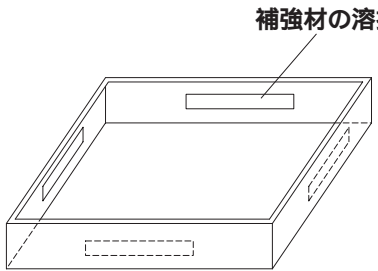
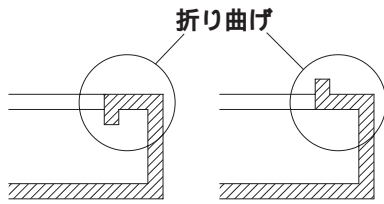
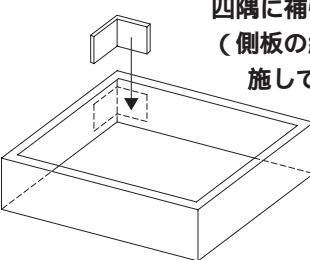
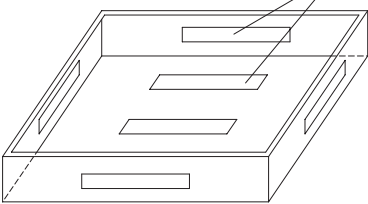
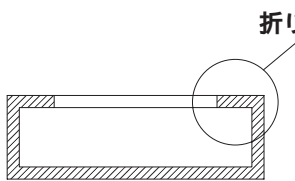
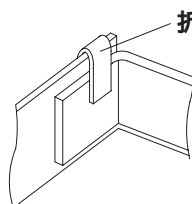
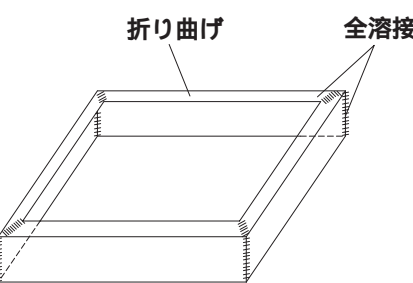
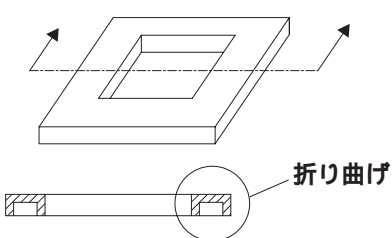
主開閉器、分岐開閉器の操作ハンドルを一斉に「入」にしたときも、又一斉に「切」にしたときのいずれもカバーの取付け、取外しに支障がないことを確認する。

### 5.15 金属製キャビネット

・正面の面積とは、平面図に表われる投影面積とする。

備考 補強構造の例

- ・印は、補強構造として認めるもの。
- ・×印は、補強構造として認めないもの。

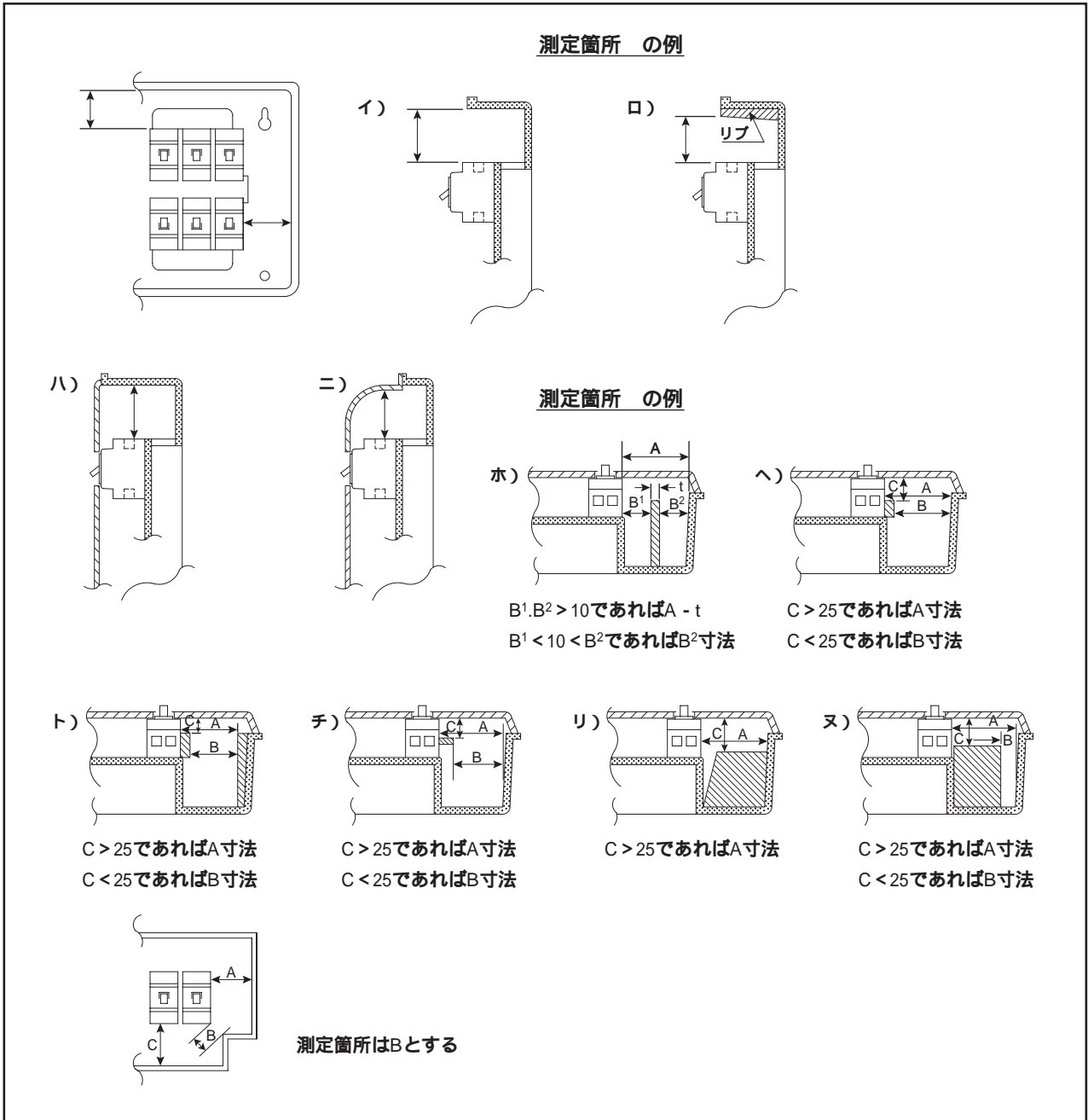
| 構造  | 区分 | 構造  | 区分 |
|---|----|---|----|
|  <p>補強材の溶接</p>                         |    |  <p>折り曲げ</p>    |    |
|  <p>四隅に補強材の溶接<br/>(側板の結合は別に施してある)</p> |    |  <p>ビード加工</p> |    |
|  <p>折り曲げ</p>                         | ×  |  <p>折り曲げ</p>  | ×  |
|  <p>折り曲げ 全溶接</p>                     | ×  |  <p>折り曲げ</p>  |    |

5.19 ガター

- ・ガターは、内部機器の端子部外壁及び電流制限器の外壁から、ボックスの内面までの最短距離をいう。
- ・電流制限器周辺のガターは、住宅用分電盤と同容量の電流制限器の最大寸法のものを、

取付部の中央に電流制限器が取付くものとして測定する。ただし、電流制限器の取付位置が指定されている場合は、それによる。

- ・ガターに、支柱等の介在物がある場合でも、配線の引きまわしが可能なときは、ガターは下図に示す値とする。



### 6.3 温度上昇試験

導体部接続端子の温度上昇測定点は、次の部分も含めるものとする。

内部機器以外の母線相互の接続点についても測定点とする。

### 6.4 絶縁抵抗試験

弱勢力回路を組んでいる場合は、この部分を除外し、試験を行う。

### 6.6 耐熱性試験

・キャビネットの全部もしくは、一部が合

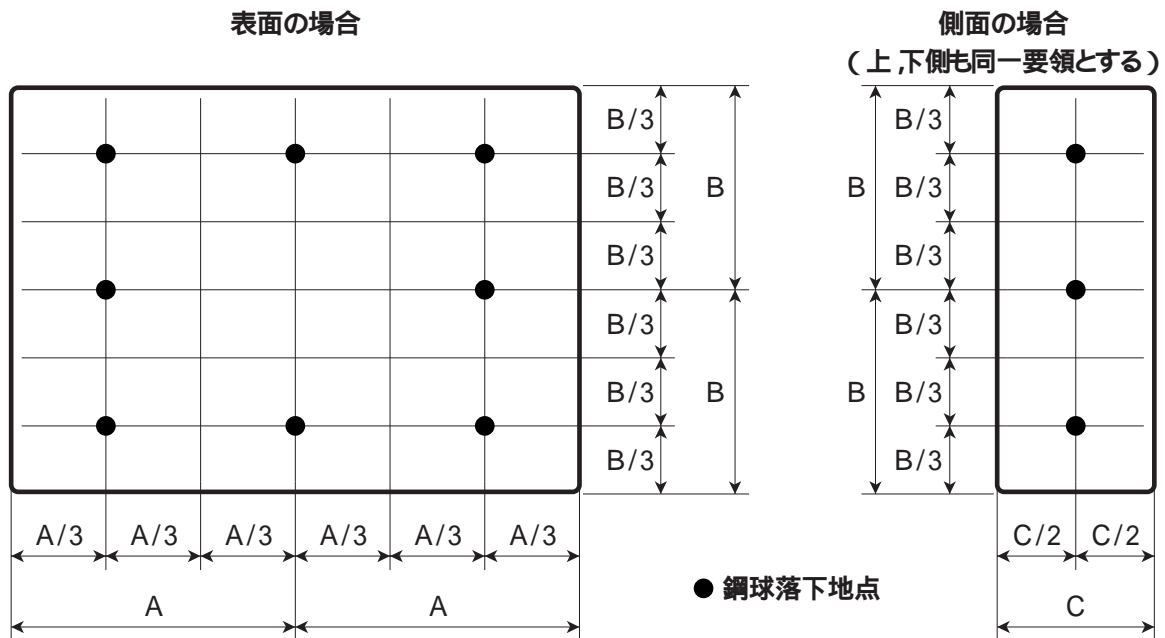
成樹脂のものについて行う。

・キャビネットを構成するものについて行い、付属部品は評価しない。

### 6.8 キャビネットの強度試験

厚さ約15mmの木板に取付け、下図に示す点を打撃点として行う。

選んだ打撃点がロックアウト部や開口部に接近するときは、その開口部より24mm離れたところを選ぶものとする。



9 項に定める表示は、ドア・カバーの内面又は、外面に表示することとし、必ずしも 1 箇所に表示されなくてもよいものとする。

### 細則の運用

(1) この細則の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て行うものとする。

また、この細則に定めのない事項につい

て、運用上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。

(2) この細則は、昭和50年8月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

# 高機能機器認定試験基準

## 1. 適用範囲

この基準は、社団法人日本配線器具工業会で行う、高機能付住宅用分電盤に使用する高機能機器の認定の際に行う試験の方法、及び判定基準について定める。

## 2. 試験方法

2.1 試験は、高機能付住宅用分電盤規格に定める型式試験を行うこととし、別表の認定試験チェックリスト（様式5-2又は3）に従って行う。

2.2 各項目についての試験は、規格の定めによる他、細部についての方法、条件でJIS C 8306「配線器具の試験方法」によるものは、これを準用する。

## 3. 供試品の配分

### 3.1 過電流警報装置

供試品2個は下に掲げる配分で試験を行う。

| 供試品の番号 | 適用試験項目                         |
|--------|--------------------------------|
| 供試品1   | 電源電圧変動特性、周囲温度特性、絶縁抵抗、耐電圧、熱衝撃性能 |
| 供試品2   | 雷インパルス不動作、耐湿性能、警報音出力特性         |

### 3.2 感震装置

供試品1個は下に掲げる配分で試験を行う。

| 供試品の番号 | 適用試験項目                                 |
|--------|--|
| 供試品1   | 感震動作、感震不動作、周囲温度特性、絶縁抵抗、耐電圧、雷インパルス耐電圧性能 |

## 4. 合否の判断

### 4.1 試験項目毎の判断

試験項目毎に試験を行い、チェックリストの該当欄に適合の場合、不適合の場合は×を記入する。

### 4.2 総合判定

総合判定は、不適合項目の数と重要度に応じて、次の3区分とする。

- (1) 合格：不適合項目がない場合
- (2) 保留：不適合項目が3つ以下の場合
- (3) 不合格：合格又は保留以外の場合

## 5. 基準の運用

(1) この基準の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て行うものとする。

また、この基準に定めのない事項について運用上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。

(2) この基準は、平成15年12月1日制定・実施するものとする。

---

# 材料認定取扱基準

---

## 1. 目的

この基準は、「住宅用分電盤認定規約」にもとづく住宅用分電盤の認定業務において、住宅用分電盤のキャビネットに使用される合成樹脂材料の認定に関する取扱いについて定める。

## 2. 認定対象材料

認定対象材料は、住宅用分電盤のキャビネットを構成する部材に用いられる合成樹脂材料とする。ここでいう部材とは、ボックス・ドア・前面板・カバーをいい、他の付属部材は適用しない。JWDS0007「住宅用分電盤」の末尾参考図の例図による)

## 3. 材料認定の申請

- (1) 申請者は、住宅用分電盤の型式認定申請に関連させ認定対象材料について材料認定の申請を行わなければならない。
- (2) 申請は、材料区分毎に行うものとし、この場合の材料区分とは、材料名・材料製造業者名・材料の呼称・グレード番号が同一のものを1区分とする。
- (3) 申請は、材料認定申請書（様式14 - 1、14 - 2、14 - 3）に必要な事項を記載し行う。申請書各1部と供試片10本に、材料製造業者のカタログ又は材料仕様書を添付し、工業会に提出するものとする。

## 4. 材料認定の受理及び試験依頼

- (1) 工業会は、申請された案件について、申請書の内容を確認し、受理番号・受理年月日・受理印を記入捺印し（様式14 - 1、14 - 3）を保管し、控（様式14 - 2）を申請者に返却する。
- (2) 受理した申請供試片は受理番号を付し、別途作成する供試品資料説明書とともに電気安全環境研究所に依頼する。この試験依頼は、

1ヶ月を区切りとして、まとめて行う。

- (3) すでに他の申請者が、材料認定を取得している材料区分と同一の区分の申請である場合には、前記の試験依頼は省略する。

## 5. 材料認定試験

- (1) 試験の方法は、「燃焼性試験細則」により行う。
- (2) 工業会は、試験終了後その結果を材料認定申請書の所定欄に合否判定を記入し、申請者に連絡を行う。（様式14 - 3）
- (3) 工業会は、材料認定の結果を当該申請者から出されている型式認定審査の判定資料として、認定審査委員会に提出する。

## 6. 使用材料の変更

- (1) 住宅用分電盤の品質認定を取得した工業会の会員が、すでに材料認定を取得している材料と異なる材料に変更する場合は、この基準の「3. 材料認定の申請」による手続きを行う。
- (2) 材料変更により、材料認定を申請する場合は、材料製造業者による当該材料の試験成績書又はULのイエローカード等により規格適合が確認されるものについては、試験結果の確認までの間、暫定的に該当製品にHPマークの表示を行うことができる。

## 7. 基準の運用

- (1) この基準の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て行うものとする。また、この基準に定めのない事項について運用上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。
- (2) この基準は、昭和52年1月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

# 燃焼性試験細則

## 1. 適用範囲

この細則は、社団法人日本配線器具工業会で行う、住宅用分電盤の認定の際に行う試験のうち、燃焼性試験の方法、及び判定基準について定める。

## 2. 一般事項

2.1 この燃焼性試験は、住宅用分電盤のキャビネットを構成する部材(ボックス、カバー、ドア、前面板)の全部又は、一部がプラスチックからなる場合、その材料で調製された試験片により試験を行う。キャビネットを構成する付属部材(化粧板、スペースキャップ、充電部カバー、絶縁ブッシング等)については適用しない。

2.2 申請者毎に同一材料メーカーで、同一材料の呼称のものを、同一区分として試験を行う。(厳密には、材料の色、メルトフロー、強化材の配合などにより、材料の燃焼性は、差異を示すものとされているが、住宅用分電盤に使用される材料の限定を考慮し、試験の簡素化のため、供試品を可能な限り少なくしたい。)

2.3 下に掲げる試験方法は、UL94機器・装置の部品に用いられるプラスチック材料に関する燃焼性試験基準のUL94V-2区分を目途として、住宅用分電盤に使用されている材料の限定を考慮し若干の省略を行っている。従ってUL94V-2として材料認定によるイエローカードを得ている材料は、この試験細則には適合する。しかしそれによって試験が省略されることはない。

## 3. 試験装置

この試験に用いられる装置は、下に掲げるものとする。

- A 通風のない実験用チェンバー・フード
- B プンゼンバーナ、又はチリルバーナで筒の長さが101.6mm(4) 内径9.5mm( $\frac{3}{8}$ )のもの。筒の先端にスタビライザーをつけ

ないこと

- C 資料を保持し、垂直位置を調整しうるリングスタンド
- D 流量を定常化できるよう、レギュレーターとメーターを備えた工業用メタンガスの供給源(1,000Btu/btの天然ガスでもよい)
- E ストップウォッチ、もしくは他の適当な時計装置
- F 無水塩化カルシウム入りのデシケータ
- G  $70 \pm 1$  に保持できる、攪拌装置付の恒温槽オープン

## 4. 試験片

|    |               |       |
|----|---------------|-------|
| 長さ | 127mm (5)     | } のこと |
| 巾  | 12.7mm (1/2)  |       |
| 厚さ | 3.2mm (1/8)   |       |
| 角部 | 1.27mm (1/20) |       |

## 5. 試験片の前処理

5本の試験片を $70 \pm 1$ の恒温槽オープンの中で168時間処理し、塩化カルシウム入りのデシケータ中で4時間以上かけて室温に冷却する。

## 6. 試験方法

- 6.1 燃焼性試験は、通風のない実験用チェンバー・フードの中で行う。
- 6.2 試験片は、上端から6.4mm( $\frac{1}{4}$ )のところをクランプし、長手方向が垂直になるよう保持し、試験片の下端がバーナの頂部より9.5mm( $\frac{3}{8}$ )上となるよう調節する。
- 6.3 バーナは、試験片から遠ざけて点火し、青色炎の長さが19mm( $\frac{3}{4}$ )の高さになるよう調節する。この炎の調節は、ガスの供給量及びバーナの空気孔の調節により行うが、まず、黄色外炎をもつ19mm( $\frac{3}{4}$ )の高さの青色炎を作り、次に供給空気量を黄色外炎が消えるまで増加する順序で行うが、最後に再び炎の高さを測定し、調節する必要がある。
- 6.4 試験炎を試験片の下端の中央部に、10

秒間あてる。試験炎は、少なくとも152mm(6)遠ざけ、試験片の燃焼時間を記録する。30秒の経過ののち、2回目の10秒間の点火を行い燃焼時間とグローイング時間を記録する。

- 6.5 試験炎をあてている間に、試験片から溶融物や、燃焼物の滴下がある場合は、滴下物がバーナの筒の中に落ち込むのを避けるためにバーナを45°の角度に傾け、試験片の12.7mm( $\frac{1}{2}$ )側から、僅かに遠ざける。

試験片が溶融、燃焼により寸法変化を生ずる場合は、バーナは手で持って、試験片下端とバーナの頂部との間隔を9.5mm( $\frac{3}{8}$ )になるよう保持する。この場合、材料の溶融により垂れ下がっている部分は無視して、試験片の主たる部分を対象とする。

- 6.6 燃焼性試験は、5本の試験片について行う。

- 6.7 下記の事項を観察し記録する。

A：第1回目の点火後の燃焼時間

B：第2回目の点火後の燃焼時間

C：第2回目の着火後の燃焼時間とグローイング時間の合計

## 7. 判定

材料は、下に掲げる条件を満足すること。

- ：全ての試験片は、2回の着火試験により各30秒以上燃焼し続けないこと。
- ：5本の試験片についての10回の着火試験による累積燃焼時間は250秒を超えないこと。
- ：5本の試験片について各合計時間が60秒以内であること。

## 8. 細則の通用

- (1) この細則の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て行うものとする。また、この細則に定めのない事項について運用上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。
- (2) この細則は、昭和50年8月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

# HPマーク例外表示基準

## 1. 目的

この基準は、「住宅用分電盤認定規約」にもとづき、認定を得ている型式のものであって、市場流通品種の登録業務の簡素化を意図して、登録品種を限定するために生ずる登録外品種にHPマークを表示する場合の品種範囲について定める。

## 2. 対象品種範囲

登録外品種でHPマークの表示が行える品種は、下に掲げる3項目を全て満足する範囲とする。

1. 住宅用分電盤規格に適合するものであること。
2. 当該認定業者が認定を得ている型式区分の範囲内であること。
3. 需要者側の要求により、登録されている基本品種から、次の項目のいずれかにより、内器構成の組替えを行うものであること。
  - (イ) 分岐開閉器の定格電流の変更。(20Aから、30A以下への変更)
  - (ロ) 分岐開閉器の定格電圧の変更。(100Vから200Vへ、200Vから100Vへ)
  - (ハ) 分岐回路に漏電遮断器の取付け。(主幹ELB付のものに限る)
  - (ニ) 分岐開閉器の実装回路数の減少。(同一函体フレームのものに限る)
  - (ホ) 主幹漏電遮断器の定格電流の引下げ。(同一フレームのELBに限る)ただし、定格電流が30A以下の漏電遮断器で、互換性形漏電遮断器でないものを使用する

場合は、定格遮断電流2,500A以上のものとする。

- (ヘ) 分岐開閉器のスペースに機器の実装(避雷器・保安灯・過電流警報装置など)
- (ト) 付属機器取付スペースに機器の実装(配線が必要なものは配線スペースを有すること)

住宅盤の母線に接続される1A以下の弱勢力回路機器

分岐開閉器の二次側に接続される機器  
分岐開閉器の増設。ただし、同一キャビネットサイズの最大回路数を超えないこと。

主幹ELBの電源側から一次送りで接続される機器

母線の二次側に接続される機器(二次送りブレーカ・分散電源用連系ブレーカなど)及び単独機器の取付け。

通信系情報機器

## 3. 基準の運用

- (1) この基準の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て行うものとする。また、この基準に定めのない事項について運用上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。
- (2) この基準は、昭和52年1月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

# 部分変更取扱基準

## 1. 目的

この基準は、「住宅用分電盤認定規約」第15条の規定にもとづき、部分変更の取扱いについて定める。

## 2. 部分変更の定義

部分変更とは、認定登録製品と同一型式の範囲内で工業会保管資料の記載内容と異なる構造・寸法・材料に変更することをいう。ここにいう工業会保管資料とは、別に定める「資料保管に関する基準」に定める種々の図面・書類をいう。

## 3. 部分変更の等級

部分変更をその内容に応じ付表 - 1 に示すA・B・C、3つの等級に区分する。

## 4. 部分変更の届出

部分変更を行おうとするものは、事前に部分変更届、様式12に付表 - 1, 2 に示す必要付帯資料を添えて工業会に提出する。この届が一度に2型式以上にまたがるときは、部分変更一覧表(様式16)を添えて、各2部提出するものとする。

等級Cの場合は、型式認定の新規申請と同様の手続きにより、上記資料の他、下記の資料を添えて工業会へ提出し、捺印を受けた上、電気安全環境研究所へ試験を依頼するものとする。  
材料のみ

の変更の場合は、材料認定取扱基準によるものとし、この部分変更届は不要とする。

- (1) 認定業者による試験成績書 1 1部
- (2) 供試品 2 2個
- (3) 認定申請添付資料(様式3, 4, 18)各2部
  - 1 認定試験チェックリスト様式5を使用し、更に性能項目については、試験データを添付するものとする。
  - 2 供試品は、部分変更対象品種の中から申請書類の内容より供試品の妥当性を工業会

事務局又は受付担当者(住宅盤技術小委員会委員)が確認する。

## 5. 部分変更届の受理

- 5.1 部分変更届の提出を受付けた工業会事務局又は受付担当者(住宅盤技術小委員会委員)は、添付資料の内容を確認した上で、受理印を捺印し、部分変更届のうち一部を当該認定業者に返却する。
- 5.2 等級Cの場合は、認定審査委員会が認定業者による試験成績書の内容を確認することにより、仮受理ができる。
- 5.3 等級A・Bの場合で、付表 - 1, 2 に該当する具体例がない案件を受理した場合は、後日具体事例を住宅盤・開閉器専門委員会に報告するものとする。

## 6. 保管資料の補正

部分変更を届出た認定業者は、部分変更の受理を受けたのち、必要な保管資料の補正・追加を行うこと。この補正・追加の手続きを簡素化するために部分変更届を提出する際に行ってもよい。

## 7. 部分変更の発効

部分変更届が受理又は仮受理され保管資料の補正・追加が完了したのち、その部分変更の製品に、HPマークを表示できる。

## 8. 基準の運用

- 8.1 この基準の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て行うものとする。また、この基準に定めのない事項について運用上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会にて協議し、その取扱いを決めるものとする。
- 8.2 この基準は、昭和52年1月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

付表 - 1 部分変更事例とその基準

| 等級 | 変更の程度                              | 変更事例  | 性能項目   |                               |       |          |             |          | 4<br>必要付帯資料 |   |   |   |   |  |  |  |  |
|----|------------------------------------|---|--|-------------------------------|-------|----------|-------------|----------|-------------|---|---|---|---|--|--|--|--|
|    |                                    |   | 温度上昇試験   | 絶縁性能試験<br>(耐電圧試験)<br>(絶縁抵抗試験) | 耐熱性試験 | カバー保持力試験 | キャビネットの強度試験 | 端子部の強度試験 | イ           | ロ | ハ | ホ | ヘ |  |  |  |  |
| A  | 図面・書類により、規格適合が確認できる変更              | 1   | キャビネットサイズ不変で1 3W 1 2Wへ                             |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 2   | キャビネットサイズ不変で回路数減<br>(フリースペース付機種追加によるものも含む)         |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 3   | 銅バー(黄銅) IV線への変更                                    |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 4   | 主開閉器の定格電流の引下げ                                      |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 5   | 外形寸法不変の主開閉器に変更                                     |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 6   | 外形寸法不変の分岐開閉器に変更                                    |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 7   | 単なる品番のみの変更   |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 8   | キャビネットサイズ不変でカバーの穴サイズ・位置の変更                         |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
| B  | 試験により品質・性能の確認を要する変更                | 1   | 定格電流の引き上げ 50A 60A<br>(キャビネットサイズ不変)                 |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 2   | ELB 75A・100Aの新規追加<br>(キャビネットサイズ不変)                 |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 3   | 外形寸法の異なる主開閉器に変更<br>(キャビネットサイズ不変、定格電流同じ、B-9に影響ないもの) |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 4   | 外形寸法の異なる分岐開閉器に変更<br>(キャビネットサイズ不変)                  |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 5   | 分岐回路数の増減<br>(減はA-2以外、キャビネットサイズ不変)                  |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 6   | キャビネットサイズ不変で1 2W 1 3Wへ                             |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 7   | 導体の寸法・材料・構成の変更                                     |                               |       |          |             |          |             | 1 |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 8   | IV 銅バー(黄銅)への変更                                     |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 9   | キャビネットサイズ不変で、主開閉器・分岐開閉器及び導体の配置変更                   |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    |                                    | 10  | キャビネットサイズの変更の場合                                    | 2                             | 2     | 3        | 3           |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |
| C  | 性能項目のうち4項目について、試験により品質・性能の確認を要する変更 | 同一型式内のもので、部材の構造、材質、寸法、導体構造や配置などを変更し、その性能項目に関し3以上の確認を要すると判断されるもの。<br>(品質・性能に関し、向上していることが書類上明らかなどときはこの限りでない。) |  |                               |       |          |             |          |             |   |   |   |   |  |  |  |  |

1. 配線接続端子を有する場合。
2. キャビネットが一辺でも小さくなる場合。  
B - 9及び11で 1・2に該当する場合は、等級Cとなる。
3. キャビネットが一辺でも大きくなる場合。
4. 必要付帯資料(上表で 印を施した部分が必要付帯資料)  
イ 部分変更届(様式12)..必要により様式16を添付する。  
ロ 仕様書(様式13)..必要該当項目に記入する。  
ハ 認定申請添付資料(1)(様式3)  
ニ 認定申請添付資料(2)(様式4)..図面部分不変のときイのみ可。  
ホ 認定業者による試験成績書(等級Bの変更は、性能項目全ての試験データを提出する。)  
ヘ 認定業者が、記入・確認した認定試験チェックリスト(様式5)  
ト 認定申請添付資料(3)(様式18)

付表 - 2 高機能認定品の部分変更事例とその基準

| 等級 | 変更の程度                              | 変更事例   |                | 性能項目  |       |       |       | 必要付帯資料 |   |   |   |   |  |
|----|------------------------------------|--|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|---|---|---|---|--|
|    |                                    |  |                | 構造・機能 | 環境的性能 | 機械的性能 | 電気的性能 | イ      | ロ | ハ | ニ | ホ |  |
|    |                                    |  |                |       |       |       |       |        |   |   |   |   |  |
| A  | 図面・書類により、規格適合が確認できる変更              | 高1   | 単なる品番のみの変更     |       |       |       |       |        |   |   |   |   |  |
|    |                                    | 高2   | 外形寸法不変の機器に変更   |       |       |       |       |        |   |   |   |   |  |
| B  | 試験により品質・性能の確認を要する変更                | 高1   | 外形寸法の異なる機器への変更 |       |       |       |       |        |   |   |   |   |  |
|    |                                    | 高2   | 回路の変更          |       |       |       |       |        |   |   |   |   |  |
|    |                                    | 高3   | 機能の異なる機種追加     |       |       |       |       |        |   |   |   |   |  |
| C  | 性能項目のうち4項目について、試験により品質・性能の確認を要する変更 | 性能項目のうち4項目について試験により、品質・性能の確認を要すると判断されるもの品質・性能に関し、向上していることが書類上明らかなきはこの限りでない |                |       |       |       |       |        |   |   |   |   |  |

必要付帯資料（上表で 印を施した部分必要付帯資料）

イ 部分変更届（様式12）

ロ 仕様書（様式13）

ハ 高機能認定申請添付資料<sup>(1)</sup>（様式 ）

ニ 高機能認定申請添付資料<sup>(2)</sup>（様式 ）

ホ 認定業者による試験成績書

---

# 品種登録に関する基準

---

## 1. 目的

この基準は、「住宅用分電盤認定規約」第12条の規定にもとづき、認定を取得した品種登録の取扱いについて定める。

## 2. 品種登録の範囲

- (1) 工業会会員（以下、認定業者という）は、型式認定を取得後、その型式区分の範囲で認定証票を表示する品種について、その型番又は品番、仕様内容を認定品種一覧表（様式15）に記載し、工業会に提出し登録する。
- (2) 認定品種一覧表は、申請当初に提出済みの認定申請添付資料<sup>(1)</sup>（様式3）を集計した最も新しい時点での総括表となるが、その両者の内容に差異が生じた場合は、速やかに「部分変更取扱基準」により補正し、工業会の確認を得たのち登録すること。
- (3) この登録品種は、工業会規格に定められた品種範囲とし、「HPマーク例外表示基準」でいう登録外品種は、標準品の普及、促進の狙いから、原則として除外する。
- (4) 認定品種一覧表を提出する場合は、最新

のカタログ、もしくは価格表等営業活動に用いる広報・宣伝・資料を添付し、登録品種の範囲において両者を符号させること。なお広報物等の発行に先がけて、品種登録をする場合は、その旨を説明した資料を添付しなければならない。

## 3. 認定集の発行

各認定業者の認定品種一覧表を集積して、定期的に認定集を編集し、関係官庁、諸団体に配布し、認定制度の意義の啓蒙と標準品の浸透促進を図る。

## 4. 基準の運用

- (1) この基準の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て行うものとする。また、この基準に定めのない事項について運用上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。
- (2) この基準は、昭和52年1月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

# 資料保管に関する基準

## 1. 目的

この基準は、「住宅用分電盤認定規約」第11条の規定にもとづき、認定を取得した住宅用分電盤の品種範囲と仕様内容について、証憑資料を保管し（以下、保管資料という）遺漏なく認定業務の運用を行うための取扱いについて定める。

## 2. 保管資料の範囲

保管資料は、下に掲げる図面・書類とする。

（様式3，4は部分変更時の提出もある）

- (1) 住宅用分電盤・型式認定業務に関する確認書（様式1） 申請者毎に1部
  - (2) 住宅用分電盤・型式認定申請書（様式2） 型式区分毎に各1部
  - (3) 認定申請添付資料<sup>(1)</sup>（様式3） 型式区分毎に各1部
  - (4) 認定申請添付資料<sup>(2)</sup>（様式4） 型式区分毎に各1部
  - (5) 材料認定申請書（様式14） 材料区分毎に各1部
- 認定審査に係る資料
- (6) 認定試験チェックリスト（様式5） 型式区分毎に各1部
  - (7) 保留通知書・不合格通知書（様式6，9） 該当型式区分毎に各1部
  - (8) 改善報告書（保留通知書に対し申請者が提出した資料） 該当型式区分毎に各1部
- 認定登録に係る資料
- (9) 登録簿（様式8） 1部
  - (10) 認定品種一覧表（様式15） 申請者毎に各1部
- 部分変更時に提出される資料
- (11) 部分変更届（様式12） 当該型式区分毎に各1部
  - (12) 部分変更一覧表（様式16） 当該申請1回につき1部
  - (13) 仕様表（様式13） 当該申請分につき1部
  - (14) 認定申請添付資料<sup>(1)</sup>（様式3） 当該型式区分毎に各1部

- (15) 認定申請添付資料<sup>(2)</sup>（様式4） 当該申請分につき1部
  - (16) 認定業者による試験成績書 当該申請分につき1部
  - (17) 認定業者が記入・確認した認定試験チェックリスト（様式5） 当該申請分につき1部
- 変更の内容によっては、上記資料を欠くものがある。

## 3. 保管資料の意義

品質認定規約にもとづき、住宅用分電盤の品質認定を取得した工業会会員（以下、認定業者という）は、上記の保管資料に記載された品種・範囲及び仕様内容と異なる製品に認定証票のHPマークを表示することはできない。ただし、HPマーク例外表示基準による場合はこの限りでない。

## 4. 保管資料に関する認定業者の責務

認定業者は、下に掲げる各項について責務を負うものとする。

- (1) 認定申請・認定審査・認定登録・部分変更の各々の手続きを行う際、保管資料となるべき諸資料を正確に遅滞なく作成し提出する。（保管資料6，7，9を除く）
- (2) 改善・変更等により既に提出している資料に補正を行う必要が生じた場合、部分変更の手続きを速やかに行う。  
この場合の補正の方法は、資料の補充もしくは差替によるが、差替の場合は、前の資料との関連を明確にするため、前の資料に追記を施した資料により行うこと。
- (3) 保管資料の控を十分な管理の下に保管する。

## 5. 保管資料に関する工業会の取り扱い

工業会は、保管資料を整理保管する。  
保管期間は、型式認定の有効期間とする。なお、部分変更の手続きが行われた際、工業会が保管する前の資料を認定業者に返却する。

## 6. 基準の運用

(1) この基準の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会の審議を経て行うものとする。また、この基準に定めのない事項について運用上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉

器専門委員会・住宅盤技術小委員会で協議し、その取扱いを決めるものとする。

(2) この基準は、昭和52年1月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

---

# 工場立入調査要領

---

## 1. 目的

この要領は、「住宅用分電盤認定規約」第18条の規定の精神にもとづき、品質認定のフォローアップの一環として行う製造工場立入調査の要領について定める。

## 2. 立入調査の狙いと範囲

型式認定を受けて製造している住宅用分電盤の品質を高く維持するしくみを製造工場の立入調査を通じて確認するものとし、必要により改善指導を行うものとする。

## 3. 立入調査の実施者

立入調査は認定審査委員会により行うものとする。

## 4. 立入調査を行う事業所

立入調査は、完成品組立工場を主体として行うものとするが、場合によっては、主力部品工場もあわせ実施するものとする。

## 5. 立入調査の内容

立入調査は、主として次の項目を骨子として作られたチェックリストにもとづいて行うものとする。

- (1) 製造全般に関する組織等の一般概況の説明を受ける。
- (2) 認定証書及び認定証票の保管・管理状況
- (3) 製造設備・検査設備の状況と保全体制
- (4) 品質管理の実施の状況
- (5) 工場視察（3, 4の確認）
- (6) 改善・指導事項の確認

## 6. 立入調査の実施

立入調査の実施については、認定審査において保留・不合格が発生し、ISOを含む品質保証体制が確認されるかなどを勘案し、製造工場の立入調査が必要と見なされた場合、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会で立案し、幹事会の承認を得て実施するものとする。

## 7. 立入調査の受入れ

認定業務に参画している会員は、立入調査の実施にあたって、全面的にこれに協力するものとする。

## 8. 改善・指導事項の取扱い

立入調査を通じて必要と判断された改善・指導事項について、その対応策の報告を求められたときは、これに応ずるものとする。

## 9. 立入調査の所在地の報告

認定を取得し、製造・販売を実施している会員は、工業会事務局からの要請の都度、次の所在地と地理案内図を添付し、連絡するものとする。

- (1) 製品の組立を主として実施している工場型式の相違などで組立場所が異なる場合は、そのそれぞれについて報告するものとする。
- (2) 主たる部品を製造している工場

## 10. 調査実施の通知

工業会事務局は、立入調査の日程、細目を決定した後、会員に対し1ヶ月以上前に通知するものとする。

## 11. 立入調査に要する費用の支弁

立入調査に要する費用（旅費・宿泊費等）は、住宅盤・開閉器専門委員会より支弁するものとする。

## 12. 業務の分担

業務の分担は次により行うものとする。

- (1) 住宅盤技術小委員会  
立入調査実施の基本計画の立案  
認定業務部会から指示を受けた改善項目の取扱いの協議
- (2) 認定審査委員会  
立入調査の実施・改善指導
- (3) 工業会事務局

立入調査実施のための細目計画・実施結果の確認と本委員会への報告

この要領に定めのない事項で、手続き上の疑義が生じた場合は、その都度住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会において協議し、その取扱いを決めるものとする。

### 附則

(1) この要領の制・改訂は、住宅盤・開閉器専門委員会・住宅盤技術小委員会において行い、本委員会に報告するものとする。また、

(2) この要領は昭和52年1月1日制定、平成15年12月1日より改訂・実施するものとする。

### 住宅用分電盤 工場立入調査チェックリスト

| 調査工場名                  |                                  | 実施日                                       |   |   |   |
|------------------------|----------------------------------|---|---|---|---|
| 項目                     | チェック項目                           |   | 良 | 普 | 要 |
|                        |                                  |   | い | 通 | 改 |
|                        |                                  |   |   |   | 善 |
| 経営責任者との面談              | 分電盤製造に関する工場組織図と製造の概況・工場の沿革などについて |   |   |   |   |
| ラベル・認定証の管理             | (a)ラベルの管理基準はあるか。                 |   |   |   |   |
|                        | (b)認定証は確実に保管されているか。              |   |   |   |   |
| 品質管理のしくみと実施状況          | (c)品質管理規定があるか。                   |   |   |   |   |
|                        | (d)その運用は組織内で活用されているか。            |   |   |   |   |
|                        | (e)製品規格が制定されているか。                |   |   |   |   |
|                        | (f)製品検査規格が制定されているか。              |   |   |   |   |
|                        | (g)試験検査成績書が保管されているか。             |   |   |   |   |
|                        | 型式試験成績書（自社又は依頼試験）                |   | → |   |   |
|                        | 設計変更時の確認試験成績書                    |   | → |   |   |
|                        | 品種追加等の確認試験成績書                    |   | → |   |   |
|                        | 出荷検査成績書、報告書                      |   | → |   |   |
|                        | 主要機器の受入検査成績書（提供元の検査成績書）          |   | → |   |   |
|                        | (h)作業者の教育は、どのようになされているか。         |   |   |   |   |
|                        | (i)クレーム発生時の処理体制は確立されているか。        |   |   |   |   |
|                        | 社内発生したとき                         |   | → |   |   |
|                        | 社外発生したとき                         |   | → |   |   |
| 工場視察                   | 製造工程図<br>品質工程図<br>工程管理図          | (j)各工程に工程管理図があるか。                         | → |   |   |
|                        |                                  | (k)それには、品質のレベルが規定してあるか。<br>(差しつかえない範囲で見る) | → |   |   |
|                        | (l)作業標準書はあるか。                    | →   |   |   |   |
|                        | (m)工程の中で有効に活用されているか。             | →   |   |   |   |
| 製造設備<br>検査設備<br>検査実施状況 | (n)製造メーカーとして必要な設備のもとで製造されているか。   |   |   |   |   |
|                        | (o)製造工程中で行う下記検査は行われているか。         |   |   |   |   |
|                        | トルクドライバーによる導電部ネジ締め確認（全数検査項目）     |   | → |   |   |
|                        | 耐圧又は絶縁抵抗測定と判定の方法（ " 6.4(2)）      |   | → |   |   |
| 導通テストの実施と判定の方法（ " ）    |                                  | →   |   |   |   |
| 漏電引外しテストの実施と判定の方法      |                                  | →   |   |   |   |
| （受渡し確認テストの成績書でもよい）     |                                  |   |   |   |   |
| 製造検査設備<br>機器類の保全       | (p)設備保全体制は整っているか。                |   | → |   |   |
|                        | (q)計器類の定期点検は実施されているか。            |   | → |   |   |
| 工場技術者と面談・講評            |                                  |   |   |   |   |